

令和 6 年12月

道路標識
道路標示
設置工事共通仕様書

沖 縄 県 警 察 本 部

目 次

第 1	共通事項	1
1	適用範囲	
2	監督員	
3	種類・様式	
4	材料	
5	関係法規等の遵守	
6	疑義	
7	施工	
8	工事経過の報告	
9	苦情等の報告	
10	施工の立会等	
11	跡片付け及び建設廃棄物の処理	
第 2	路側式道路標識の構造規格	3
1	標識板	
2	支柱等	
第 3	反射式大型固定標識(オーバーハング式)の構造規格	6
1	標識板	
2	支柱	
第 4	灯火式大型固定標識板の構造規格	7
1	設計条件	
2	構造	
3	機能及び性能	
第 5	自発光式標識板(普通板、大型板)の構造規格	9
1	設計条件(機械的条件)	
2	構造	
3	機能及び性能	
第 6	道路標識設置工事	10
1	総則	
2	土工事	
3	コンクリート工事	
4	建注工事	
5	標識板取付工事	

第 7 道路標識撤去工事 12

- 1 撤去工事の種別
- 2 撤去工事の場所及び数量
- 3 撤去工事の方法
- 4 撤去品の措置

別記様式 返納メモ・引継書(標識柱)(標識版)

第 8 灯火標識に関する配線工事 15

- 1 使用材料
- 2 配線
- 3 電源線引込
- 4 電力会社に対する手続

第 9 溶融式道路標示設置工事 16

- 1 種類および様式
- 2 材料および性能
- 3 設置方法
- 4 施工
- 5 道路標示の消去
- 6 その他

別表 道路標示使用材料規格表

第10 エスコートゾーン(視覚障害者用道路横断帯)設置工事 19

- 1 適用範囲
- 2 仕様
- 3 設置方法

付図 20

- 1 道路標識
 - 標識板設計図(丸、一時停止、四角) 20
 - 標識板設計図(長方形、横断歩道) 21
 - 標識取付金具 22
 - 取付腕設計図(1) 23
 - 取付腕設計図(2) 24
 - 標識板及び取付腕 25
 - 共架金具標準規格図(電柱用) 26
 - 共架金具標準規格図(テーパーポール用) 27
 - 路側柱(直柱 3.5m 4.2m 5.0m) 28

路側柱(曲柱 3.5m 4.4m 5.0m)	29
路側柱(直柱 3.0m クランク柱 3.5m 4.2m)	30
反射式大型固定標識(オーバーハング式)ベースプレート式	31
反射式大型固定標識(オーバーハング式)埋込式	32
灯火式大型固定標識(オーバーハング式)ベースプレート式	33
銘板プレート図	34
2 道路標示	
横断歩道、停止線、横断歩道あり、前方優先道路	35
最高速度、転回禁止	36
進行方向、進行方向(予告標示)	37
バス専用	38
バスレーン通行帯時間規制(7.30-9)	39
バスレーン通行帯時間規制(17.30-19.00)	40
停止禁止	41
自転車マーク	42
ゾーン30プラス(寸法図)	43
ゾーン30プラス(面積)	44
法定外表示「止まれ」	45
「止まれ」文字表示の強調表示(法定外表示)	46
専用通行帯「バス・タクシー・二輪専用」	47

第 1 共通事項

1 適用範囲

この仕様書は、道路交通法（昭和35年6月25日付け法律第105号、以下「法」という。）に基づき沖縄県公安委員会が設置する道路標識、道路標示の設置工事（以下「工事」という。）について適用する。ただし、各工事ごとに規定される特記仕様書が付加された事項についてはこの限りでない。また、本仕様書、特記仕様書に定めのない事項については道路標識ハンドブック（一般財団法人 全国道路標識・標示業協会編、以下「ハンドブック」という。）及び「交通規制基準」によること。

2 監督員

監督員とは、工事を監督するために指定された職員又はその補助者をいう。

工事は、契約書及び設計図書によるほか監督員の指示に従い施工すること。なお、仕様書中の承認事項については、監督員の承認を受けること。

3 種類・様式

固定式道路標識及び道路標示の種類、様式及び分類は道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日政令第3号、以下「標識令」という。）のとおりとする。

4 材料

材料は、日本産業規格（JIS）に適合する製品を使用すること。なお、工事で使用する材料のうち監督員が指示したものについては資材承諾に必要な資料を提出し承諾を受けること。

5 関係法規等の順守

工事の施工にあたっては、関係するすべての法令、基準等を遵守し、良心的に施工すること。

6 疑義

本仕様書、特記仕様書及び工事設計書（以下「仕様書等」という。）の解釈に疑義が生じた場合又は仕様書等に記載のないことについては、監督員と協議し、その指示及び承諾を受けること。

なお、協議に当たっては事前に現場調査写真を撮影の上提出すること。また、標識板を電柱に新設及び増設共架するもの（既設共架の更新分を除く。）については、調査時に電柱の全景及び電柱番号の写真を撮影の上、工事着手前に提出すること。

7 施工

(1) 工事に先立って、所轄警察署長の道路使用許可を受け、道路管理者に対して着手報告のうえ許可条件等を遵守すること。

(2) 工事現場においては、保安措置を完備し交通事故等を誘発しないよう配慮すること。

(3) 工事施工中に、他所管の工作物に損傷を与え又は第三者に危害を与えた場合は、その責はすべて請負者が負うものとする。

また、責任者は現場の状況を速やかに監督員に報告し、必要な措置をとること。

(4) 施工に際し、他所管の工事と競合する場合、又は設計変更が生じた場合は監督員に報告し必要な手続きを行うものとする。

8 工事経過の報告

施工にあたっては、現場着手、中間、竣工前の時期に監督員に工事経過等について報告す

ること。

9 苦情等の報告

施工に際し、沿道住民又は一般の交通利用者から苦情等があったときは速やかに監督員に報告して指示を受けること。

10 施工の立会等

工事完成後容易に確認できない部分を施工する場合は、必ず写真撮影を行うこと。また必要に応じて監督員の立会を受けること。

11 跡片付け及び建設廃棄物の処理

- (1) 請負者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の請負者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、撤去し、工事現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。
- (2) 工事により発生する建設廃棄物は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」を遵守して適正に処理すること。

第2 路側式道路標識の構造規格

1 標識板

本標識板及び補助標識板（以下「標識板」という。）は、基板と補強板で構成するものとする。

(1) 基板

基板は、厚さ1.0mmの耐蝕アルミニウム合金板（JIS H 4000 A 5052-H34）を使用し、付図の規格により円形縁曲げ加工をする。

(2) 補強板

補強板は、アルミニウム合金押出型材（JIS H 4100 A 6063S-T5）を使用し、基板面に歪みを生じないよう付図の規格により、スポット溶接により強固に取り付けること。

溶接はJISで定める点溶接作業基準に準拠すること。

(3) 反射材料

ア 標識面の反射材料は全面反射式とする。

イ 反射材料は、反射シート（カプセルレンズ型、カプセルプリズム型）を使用するものとする。ただし標識種類の横断歩道（407）及び一時停止（330）については広角プリズム型（フルキューブ）を使用するものとする。色彩、性能についてはハンドブックの「反射材料」によること。

ウ 反射シートの耐久性はカプセルレンズ型は10年、広角プリズム型（フルキューブ）型は12年経過後においても、著しい色の変化、ひび割れ、剥がれが認められず、反射輝度は、当初測定値の80%以上（広角プリズム型は50%以上）を保持すること。

エ 反射シートは、シルクスクリーンプロセスにより反射シートに適合する透明インクをもって図柄、文字、記号等を印刷し、標識板への貼り付けは真空加熱圧着機により、位置ずれ、歪み、しわ、ふくれ等がないように均一に安定させたうえ行い、仕上げクリアーを塗布し自然乾燥を行うものとする。

(4) 表示ラベル

標識板の裏面（車道側）に5年以上耐久性のある表示ラベルを貼付することとし、規格は次のとおりとする。

設 置 者	沖縄県公安委員会
柱 番 号	
納 入 者	
設 置 年 月	

※縦50mm、横90mmとする。

(5) 取付金具

ア 標識板の取付金具は、厚さ3mm、幅30mmのアルミニウム合金押出型材（JIS H 4100 A 6063S-T5）を使用し、ボルト、ナット類はJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材 SS400）に溶融亜鉛メッキ（JIS H 8641 HDZ 55）を施したものをを使用すること。

イ 取付強度は、秒速50mの風圧に耐えること。

2 支柱等

(1) 支柱

ア 支柱の材料は、一般構造用炭素鋼鋼管（JIS G 3444 STK400）とし、規格は次のとおりとする。

規格 種別	外 径 mm	厚 さ mm	長 さ mm	備 考
直 柱	60.5	2.8	3,000	
	60.5	2.8	3,500	
	76.3	3.2	4,200	
	89.1	3.2	5,000	
曲柱(42° ～43°)	60.5	2.8	3,500	
	76.3	3.2	4,400	
	89.1	3.2	5,000	
クランク柱(90°)	60.5	3.2	3,500	
	60.5	3.2	4,200	

※支柱の埋め込み部分（下端から250mm）には径13mm、長さ250mmの鉄製の根かせを挿入すること。

イ 塗装

外面を溶融亜鉛メッキ、内面を溶融亜鉛メッキ又はアルミ粉末入り塗装の防錆処理のうえ、白色の静電粉体塗装（ポリエステル系）により均一に仕上げたものであること。

ウ 柱の上端には耐候性の高い樹脂製のキャップを強固に取り付け、柱内部への水の浸入を防ぐこと。

エ 表示ラベル

支柱の前面（地上1.5m）に次の表示ラベルを貼付すること。上記表示ラベル貼付後、透明保護シール（紫外線カット 縦160mm、横60mm）をその上から貼付すること。

沖 縄 県 公 安 委 員 会 年 月 DB番号
--

※縦150mm、横50mmとする。

(2) 補助支柱

ア 補助支柱の材料は、外径60.5mm、厚さ2.0mmのアルミニウム合金押出型材（JIS H 4100 A 6063S-T5）を用いること。

イ 補助支柱の長さは、標識板の規格枚数に対応する長さとし、発注の都度指定する。

(3) 取付腕金具

ア 材料は、アルミニウム合金押出型材（JIS H4100 A 6063S-T5）を使用し、規格は付図によること。

イ 腕の長さは、標識板の取付位置、方法に対応する長さとし、取付強度は秒速50mの風圧に耐えること。

(4) 共架用金具

ア コンクリート柱、鋼管柱に取付ける共架用金具は、柱の径に対応するもので、溶融亜鉛メッキを施したものとする。

イ 金具の取付強度は秒速50mの風圧に耐えること。

第3 反射式大型固定標識（オーバーハング式）の構造規格

1 標識板

標識板の寸法は標識令別表第二備考一の(二)に規定する寸法の1.5倍を標準とするが、必要により標準以外の倍率を指定することがある。

(1) 基板

基板は、厚さ2mm又は3mmの耐蝕アルミニウム合金板（JIS H 4000 A 5052-H34）を使用する。

(2) 補強板

ア 補強板は、厚さ3mm及び4mmのアルミニウム合金押出型材（JIS H 4100 A 6063S-T5）とし、L型スライドチャンネルを使用する。

イ 補助板を使用する場合は、本板と補助板を同一の補強板により一体とする。

(3) 反射材料

路側式に準ずる。

(4) 表示ラベル

路側式に準ずる。

(5) 取付金具

標識板の取付金具は秒速60mの風圧に耐える取付強度を有する、幅40mmで鉄製の自在タイプ又はアルミニウム合金押出型材（JIS H 4100 A 6063S-T5）を使用したものとし、ボルト、ナット類はJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材 SS400）に溶融亜鉛メッキ（JIS H 8641 HDZ 55）を施したものをを使用すること。

2 支柱

(1) 支柱

支柱の材料は、一般構造用炭素鋼鋼管（JIS G 3444 STK400）及び一般構造用圧延鋼材（JIS G 3101 SS400）とし、規格は付図のとおりとする。

(2) 塗装

内外面とも溶融亜鉛メッキ（JIS H 8641 HDZ 55）を施したものとする。

メッキは鋼管柱の運搬、建柱等によって剥がれないようによく密着し、外観はメッキ面に不メッキ、やけ、たれ等がないこと。

(3) 銘板プレート

地上高約1.5mの位置に銘板プレート（設置者「沖縄県公安委員会」、道路名、支柱径、アーム径、施工業者、設置年月、DB番号の項目入り）を設置することとし、規格は付図のとおりとする。

(4) 取付強度

秒速60mの風圧に耐えること。

第4 灯火式大型固定標識板の構造規格

1 設計条件

(1) 機械的条件

ア 筐体その他外力が加わる部分は、歪を生ずることなく、使用上十分な強度を有すること。

イ 通常生じる環境条件で使用しても標識の機能を損なわず、長年の使用に耐えること。

(2) 電气的条件

ア 次の条件で異常なく動作すること。

温度 $-20^{\circ}\text{C} \sim +60^{\circ}\text{C}$

湿度 $40\% \sim 90\%$

電源電圧 $80\text{V} \sim 110\text{V}$

イ 商用交流回路は、筐体から絶縁すること。

ウ 商用交流回路と筐体間の絶縁抵抗は 500V 絶縁計で $10\text{M}\Omega$ 以上とし、交流 $1,000\text{V}$ の電圧に1分間以上耐えること。

2 構造

(1) 標識板はアクリル板等容易に破損しない半透明の材料、又はこれと同等以上の性能を有する材料を用い、容易に退色し、又は変色しない方法により文字、記号等の図柄を明瞭に表示するものであること。

(2) 筐体の構造

ア 筐体はアルミニウム合金（JIS H 4100 A 6063S、JIS H4000 A 5052P）又は同程度の強度を有する硬質合成樹脂板等で堅固に作成し、雨水、塵埃、昆虫等の侵入を防止し、また隙間から直接光が漏れない構造でなければならない。

イ 筐体は、JIS D 1601（自動車振動試験方法）により、外部にゆるみ、変形又は破損がないものであること。

ウ 筐体の取付は強固な構造のもので、秒速 50m の風圧に耐えるものであること。ボルト・ナット類はステンレス製とする。

エ 筐体は、光源等の交換、内部の点検、修理、清掃等が容易にできる構造であること。

(3) 標識板の寸法

標識板の寸法は標識令別表第2備考一の(二)に規定する寸法の1.5倍を標準とするが、必要により標準以外の倍率を指定することがある。

3 機能および性能

(1) 標識灯の光源は白色LEDによるものとし、夜間晴天時において周囲の状況の影響を受けることなく 150m の距離から健常眼により標識内容が容易に識別でき、また、昼間晴天の消灯時においても同様に識別できるものでなければならない。

(2) 点灯状態における標識面の明るさに著しいムラ（たとえば、光源の形状がはっきり見えること）があってはならない。

(3) 点灯は、夜間（照度 30ルクス ）において行い、消灯は昼間（照度 70ルクス ）において自動的に行うことができること。なお、夜間は常時点灯式とする。

(4) 標識板の色彩は、次表に示す基準によるものとする。

色の基準（色度座標の範囲、印刷色を含む）

色 名	基 準 色
赤	7.5R4/13.5
青	7.5PB2.5/7.5
白	N9.3
黒	N1.5

（注）この表は、JIS Z 8721（三属性による色の表示方法）によるもので、色相、明度、彩度によって色を指定するものである。

第5 自発光式標識板(普通板、大型板)の構造規格

1 設計条件(機械的条件)

- (1) 筐体その他外力が加わる部分は、歪を生ずることなく使用上十分な強度を有すること。
- (2) 取付強度は、普通板においては秒速50m、大型板においては秒速60mの風圧に耐えること。
- (3) 通常生じる環境条件で使用しても標識の機能を損なわず、長年の使用に耐えること。
- (4) 筐体は、太陽電池や蓄電池の点検、修理、清掃等が容易にできる構造であること。

2 構造

- (1) 標識板の普通板の寸法及び図柄は標識令別表第二の330-A(一時停止)及び407(横断歩道)とし、材質は路側標識板及び大型標識板に準ずる。
- (2) 標識板の大型板の寸法は標識令別表第二備考一の(二)に規定する寸法の1.5倍を標準とする。
- (3) 標識板の補強は路側標識に準ずる。
- (4) 太陽電池は、南向き(真南 $\pm 15^\circ$ 以内)で傾斜角 $45^\circ \pm 15^\circ$ に取り付けること、ただし、集光効果のある外囲器に封入した場合、また2年以上の自発光式道路標識用太陽電池として設置実績がある場合は、この限りでない。
- (5) 蓄電池は、アルミニウム等で全体を標識と一体化させること。
- (6) 標識板の反射材料は路側標識に準ずる。
- (7) 標識板の裏面に貼付する表示ラベルは路側標識に準ずる。

3 機能および性能

自発光式道路標識に使用する太陽電池、蓄電池、発光体、回路等は次の性能を有すること。

区 分		性 能
太陽電池	最大出力	発光体を正常作動させるために必要な性能を満たすもの
	最適電圧	
	最適電流	
蓄電池	電圧	発光体を正常作動させるために必要な性能を満たすもの
	容量	
発光体(LED)	発光色	赤色(一時停止用)、白色(横断歩道用)
	光度	3,000mcd以上
	作動温度範囲	-30~85℃
点滅回路	点滅周期	60 $\pm$ 10回/分 全発光体が同期すること
	点灯時間	50 $\pm$ 10msec
	動作時間	夜間(日没から日の出まで) 点滅開始照度 1,000lx程度
耐久(保証)期間		10年

第6 道路標識設置工事

1 総則

- (1) 施工場所は、別示する設計書等に記載されている場所とする。
- (2) 施工に際しては、公衆に迷惑を及ぼさないよう十分注意すること。
- (3) 施工中、建植器具、材料、車両等は交通渋滞、交通事故等を誘発しないよう十分注意すること。
- (4) 工事が仕様書等に違反し、又は不完全であると認めたときは、改修又は改良工事を命ずる。この場合の費用は契約業者の負担とする。
- (5) 工事完了後、1年以内に傾き、倒壊等の状態が生じた場合で契約業者の責任と認められるものについては、直ちに契約業者の負担で原状回復を図ること。

2 土工事

- (1) 既存の工作物、埋設物に影響を及ぼすおそれのある場合は、当該管理者の立会のうえ処理すること。
- (2) 掘削は、道路管理者および所轄警察署長の許可条件に従うこと。
- (3) 舗装面の取りこわしは、コンクリートカッター等を使用して必要部分のみ取りこわすこと。

なお、発生する濁水(汚泥)に関しては、沖縄県土木建築部発出の「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき適正に処理すること。

- (4) ブロック舗装のブロック平板は破損しないよう丁寧に取り扱い、交通に支障のない位置に整理すること。
- (5) 掘削は、溝掘り又はつぼ掘りとし、えぐり掘りをしてはならない。
- (6) 掘削は、所定の高さまで行い、石や突起物を取り除き床面を平坦にならし底固めを行うこと。
- (7) 掘削は、歩行者、車両等の通行を妨げないように施工すること。また工事のため路面の排水を妨げないようにし、工事に支障を及ぼす雨水、湧き水、たまり水等は第三者に対する安全措置を十分とること。
- (8) 掘削土をそのまま埋め戻すのが不適当な場合には、他の良質の土砂により埋め戻すこと。
- (9) 埋め戻しは、所定の支持力が得られるよう、ランマー等で突き固めるか水締め等を行い強固にすること。
- (10) 埋め戻し及び路面復旧については、道路管理者その他の許可条件によるものとする。
- (11) 掘削箇所が当日中に埋め戻しできない場合は、第三者に対して安全な措置をとること。
- (12) 残土は、歩行者、車両等の交通の妨害又は第三者に迷惑を及ぼさないよう早急に処理すること。
- (13) 土中埋め込みの軟弱地盤の場所においては、所定の支持力が得られるよう、基礎部の周りを十分突き固めること。

3 コンクリート工事

使用するコンクリートは、呼び強度18N/mm²の生コンクリート又は同等の呼び強度の調合比による手練りとする。

埋設物等のため本仕様書で示した寸法のコンクリート基礎が設置できない場合は、監督員

と協議のうえ、標識柱の強度に問題がない範囲で基礎の形状を変更できるものとする。

4 建柱工事

- (1) 建柱場所は設計書等に示す場所とし、設置基準に適合するよう位置を選定すること。
- (2) 建柱にあたっては道路の建築限界および道路条件を考慮し標識板の効力を保持するとともに損傷の防止及び他の交通に支障を及ぼさないよう十分注意すること。
- (3) 基礎部及び接合点は、大型（オーバーハング式）にあつては秒速60mの風圧に耐えるよう固定すること。

5 標識板取付工事

- (1) 標識板は、交通規制の効力要件を充足させることとし、位置、角度、配列順位については設置基準及び設計書等によるほか、詳細については係員の指示による。なお、標識板が車両等により損傷を受けるおそれのある場合にはスライドするなど、調整して取付けること。
- (2) 路側標識の路面から標識板最下端までの高さは、歩行者空間上にあつては2.5m、その他路肩等では1.8mを基準とする。また大型標識の路面から標識板最下端までの高さは5mを基準とする。
- (3) 取付は、付属の取付金具を使用すること。
- (4) 金具の締め付けは、路側式にあつては秒速50m、大型（オーバーハング式）にあつては秒速60mの風圧に耐える支持力が得られるよう固定すること。
- (5) 電力柱・NTT柱、照明柱（以下「電柱等」という。）に標識板を共架する際は、取付バンドで電柱番号等を隠さないこと。また、道路内に建っている電柱等に共架する場合は、標識板が電柱等により道路中央側に入らないように取り付けること。

第 7 道路標識撤去工事

1 撤去工事の種別

撤去工事は、大型（オーバーハング式）及び路側式道路標識の支柱、補助支柱、腕金具、標識板、コンクリート基礎の撤去及び路面復旧とする。

2 撤去工事の場所及び数量

撤去工事を行う標識の場所及び種別並びに撤去する標識の数量は設計書等のおりとする。

3 撤去工事の方法

- (1) 基礎コンクリート部分を含め掘削撤去する。
- (2) 路面復旧に際しては、復旧後陥没することのないよう十分締め固めること。
- (3) 灯火標識の撤去に際して、再使用しない電源については電力供給の停止（全撤）の手続きを行い、これを証する手続書等の写しを監督員に提出すること。

4 撤去品の措置

撤去品については、監督員の指定する場所に集積し、別記様式により返納手続を行うこと。

● 回 H 市

Downloaded from <http://ajphaphysocpharm.sagepub.com/> at 11:01 11 November 2014

Downloaded from <http://ajph.org/> on November 10, 2014

[illegible]

第8 灯火標識に関する配線工事

1 使用材料

配線に使用する材料は設計書等によるものとする。

2 配線

- (1) 電線は途中接続をしてはならない。ただし監督員の指示による場合を除く。
- (2) 電線と機器端子との接続は確実に行うこと。
- (3) 電源引込線はビニル電線を使用し、接地側は白、電圧側は黒とすること。
- (4) 接地線は緑色とする。
- (5) 電線がより線の場合は、素線がバラバラにならないような処置を施すこと。
- (6) 架空配線を行う場合は、吊り線はたるみなく引き留めること。
- (7) 吊り線は各支持点においてマルチ掛けを行い、そのいずれかの支持点においてD種接地工事を行う。
- (8) 架空配線が道路を横断する場合、配線の最低位置は地表上6 m以上とする。
- (9) 架空配線は支線引留金物、支持引留金物に取り付けた丸シングル用巻付けグリップにより引き留めること。
- (10) 電線が街路樹その他により損傷を受けると認められる箇所は、保護材により保護すること。

3 電源線引込

- (1) 灯火標識柱には電源開閉器箱を取り付けること。
- (2) 電源開閉器箱の外形、構造、構成については監督員の承認を受けること。
- (3) 電源引込用エントランスキャップ部のIV線には、エフコテープを20cm巻き付け、エントランスキャップ（プラスチック部分）にはネオシール（又は相当品）にて保護すること。

4 電力会社に対する手続

灯火標識を新設、撤去、移設した場合、請負者において下記の手続きを行うこと。

- (1) 電力申請届（新設・一撤等）
- (2) 全撤届（供給廃止）

第9 溶融式道路標示設置工事

1 種類および様式

道路標示の種類および様式は、標識令で定めるもののほか本仕様書によるものとする。

2 材料および性能

- (1) 材料は、路面標示用塗料（JIS K 5665（最新版）第3種第1号）を使用すること。
- (2) 塗料の色は、白色及び黄色とする。黄色の色彩は警察庁指定の道路標示色「マンセル番号5.5YR6.5/12」とする。
- (3) 反射材は、トラフィックペイント用ガラスビーズ（JIS R 3301（最新版）第1号）を使用すること。
- (4) 反射材の反射度は、均等で夜間の視認性を十分保持すること。
- (5) 材料の規格は別表「道路標示使用材料規格表」による。

3 設置方法

(1) 横断歩道

- ア 横断歩道の幅は原則として4 mとし、ゼブラ1本の幅は45cmとする。
- イ 横断歩道は、原則として道路と直角に設置することとし、道路の延長方向に対しやむを得ず斜めに設置する場合は、ゼブラを道路の延長方向に平行に設置すること。
- ウ 原則として横断歩道の1～5 m手前に停止線を設置すること。
- エ 信号機の設置されていない横断歩道は予告標示を設置すること。

(2) 実線標示

実線標示は、特に指定するもののほか、幅15cmとする。

(3) 図示標示

- ア 図示標示の設置方法は、視認性を十分考慮し、異なる標示の接近設置を避け、区間を表示する図示標示は標識と標識の中間付近を選定し交差点内を避けること。
- イ 停止線の幅は45cmとする。

4 施工

(1) 標示内容の把握

標識令に定められた標示の意味を理解し、標示が運転者や歩行者に対し十分視認でき、正確に表示できるよう施工すること。

(2) 塗装前の路面処理

- ア 路面上の塗装接着の障害となる物（土砂、水等）を除去すること。特に水分は十分に乾燥除去すること。
- イ プライマーの塗布にあたってはマーキング幅よりやや広めに塗布し、塗布後は走行車両による逃着や、土砂が付着しないよう養生すること。

(3) 塗装

ア 塗膜厚

塗膜の仕上げ厚さは1.5mmを標準とする。

イ 施工速度

施工速度は、おおむね1分間に次に示す速度で施工すること。

(ア) 実線標示

15cm幅で5 m以上

(イ) 横断歩道、停止線

45cm幅で4 m以上

(ウ) 文字、記号などの図示標示

0.5m (0.75m²) 以上

ウ 塗装後の性能

(ア) 道路に塗装し、かつガラスビーズを散布した後、十分に乾燥させたのち、交通に開放すること。

(イ) 路面への接着は均等で車両の通行、発進および制動などで容易にはがれないこと。

(4) 施工年月の打刻表示

施工年月及び施工業者名を次の区分によって表示すること。

ア 実線標示

施工区間の両端にそれぞれ1 箇所

イ 横断歩道

車両の通行の一番少ない箇所に1 箇所

ウ 図示標示

進行方向に向かって一番手前に1 箇所

5 道路標示の消去

ア 標示の消去は、路面の損傷を最小限にとどめ、騒音、振動、粉塵の発生をできる限り防止するように施工すること。

イ 撤去箇所以外の道路標示等を損傷した場合は速やかに復旧すること。

ウ 著しく路面等を損傷した場合は完全復旧を行うこと。

エ 作業終了後は完全に清掃を行うこと。

6 その他

カラー舗装及びすべり止め舗装の要領については、一般社団法人 樹脂舗装技術協会発行の要領書によるものとする。

別表

道路標示使用材料規格表

	項目	溶融式		高輝度道路標示(溶融式)		
				リブ式	非リブ式	
塗料の 品質	規格	JIS K 5665 3種 1号		JIS K 5665 準拠		
		白色	黄色	黄色	白色	黄色
	密度(23℃) g/cm ³	2.3以下				
	軟化点	80℃以上				
	塗膜の外観	正常である。				
	タイヤ付着性	タイヤに付着しない。				
	拡散反射率(白に限る。 %	75以上	-	-	75以上	-
	黄色度(白に限る。)	0～0.1	-	-	0～0.1	-
	耐摩耗性(100回転当たり)	摩耗減量が200mg以下である。				
	圧縮強さ(23℃) kN/cm ²	0.802以上				
	耐アルカリ性	異常がない。				
	ガラスビーズの含有量 %	15～18		メーカー仕様 による。	メーカー仕様による(20以上)。	
屋外暴露耐候性	割れ、はがれ及び色の変化の程度が大きくない。					
散布材 ガラス ビーズ	規格	JIS R 3301 1号			専用ガラスビーズ	
	散布量(15cm幅)	20kg/km(ロス含まない。)		メーカー仕様による		
備考		-		・リブは資 材承諾図を 提出し監督 員の承諾を 得ること。 ・リブの先 端に著しい 突起がない こと。	・ガラスビーズは路面標 示材に合わせたものとし る。	

第10 エスコートゾーン(視覚障害者用道路横断帯)設置工事

1 適用範囲

エスコートゾーンの設置は、契約書及び設計図書に基づいて入念に製作し、設置しなければならない。

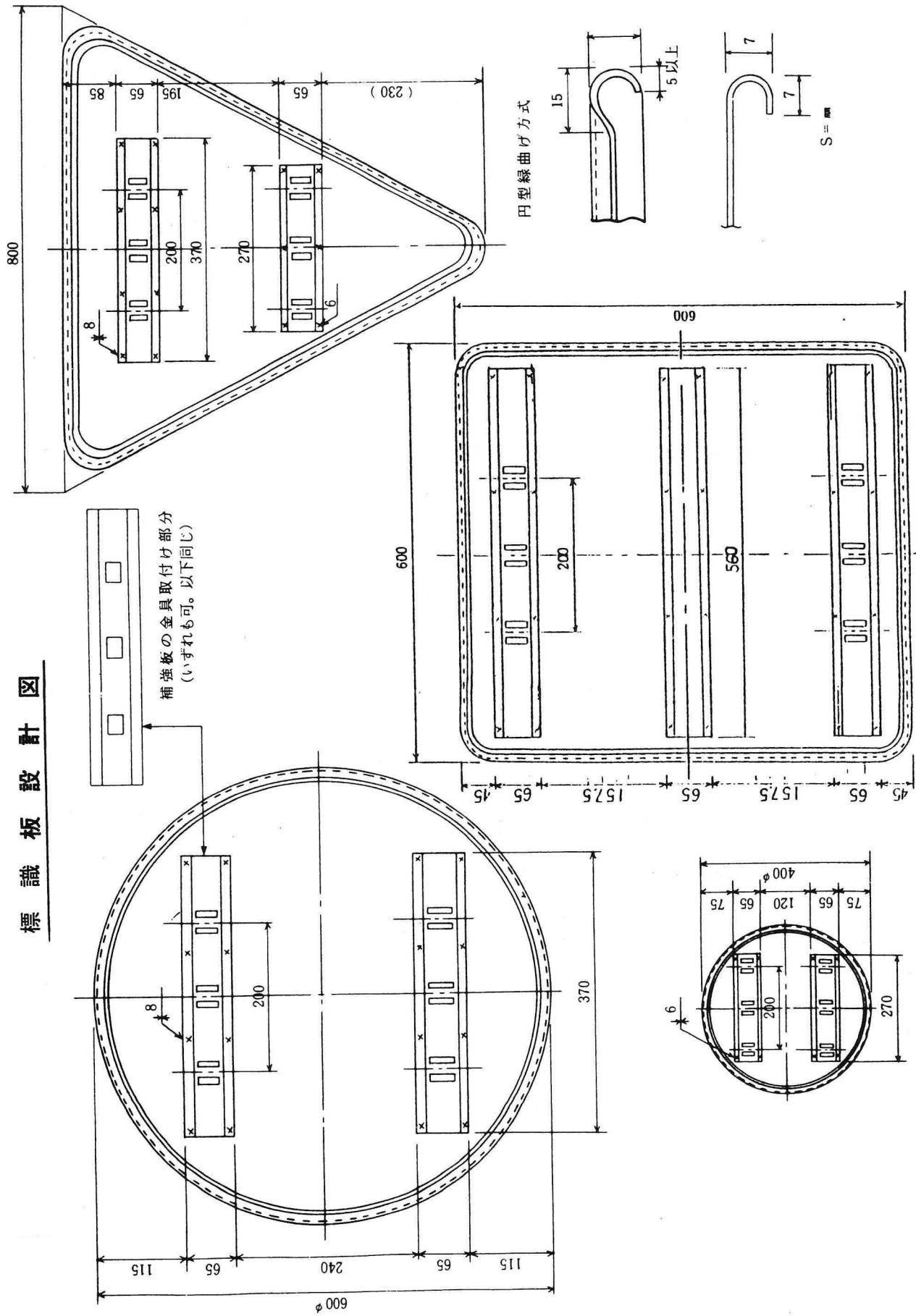
2 仕様

横断帯はリブ式とし、突起帯の形状、寸法、配置方法、材質及び色彩は平成31年3月27日付警察庁丁規発第60号「エスコートゾーンの設置に関する指針の制定について(通達)」(以下「警察庁指針」という。)による。

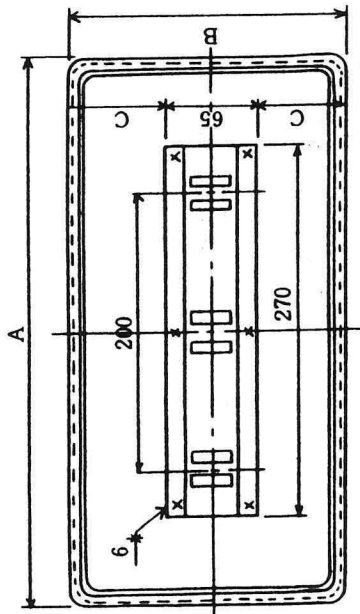
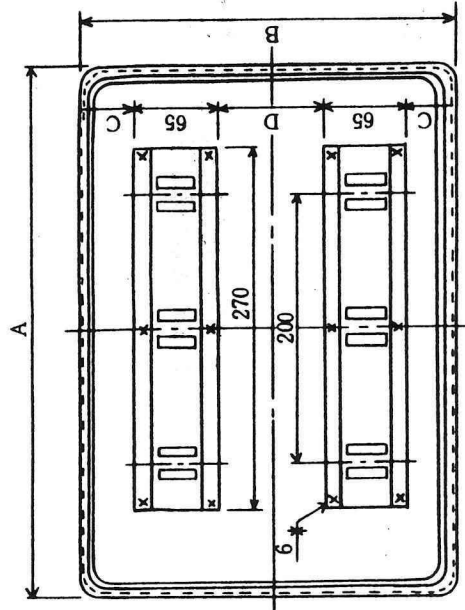
3 設置方法

- (1) エスコートゾーンは、できる限り横断歩道の中央付近に設置し、かつ横断歩道を挟んで相対する歩道上の線状視覚障害者用ブロック(線状ブロック)を結ぶ線上に敷設すること。
- (2) エスコートゾーンは、利用者の安全性を勘案し、原則として歩道の縁石側から30cm程度の間隔で設置する。
- (3) エスコートゾーンと横断歩道標示は両側とも5cm離し設置する。
- (4) エスコートゾーンの設置図は警察庁指針による。

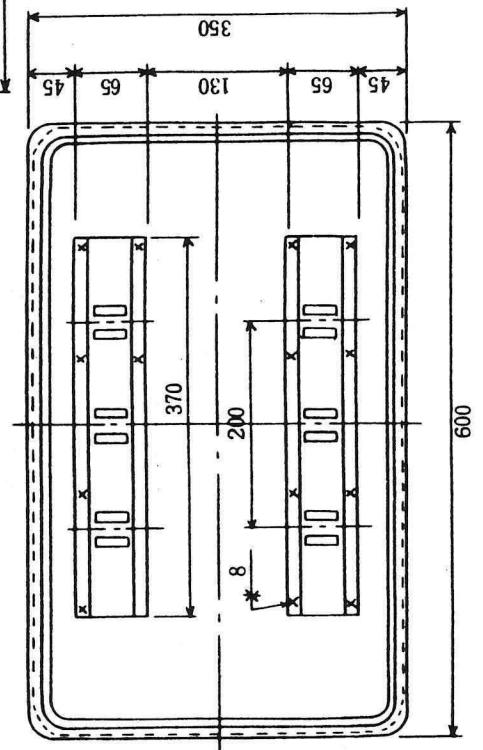
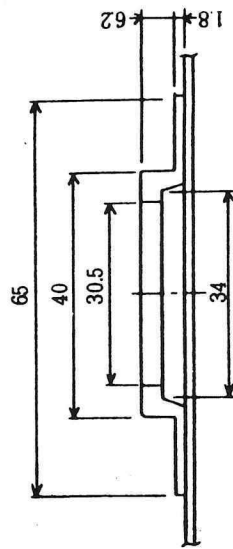
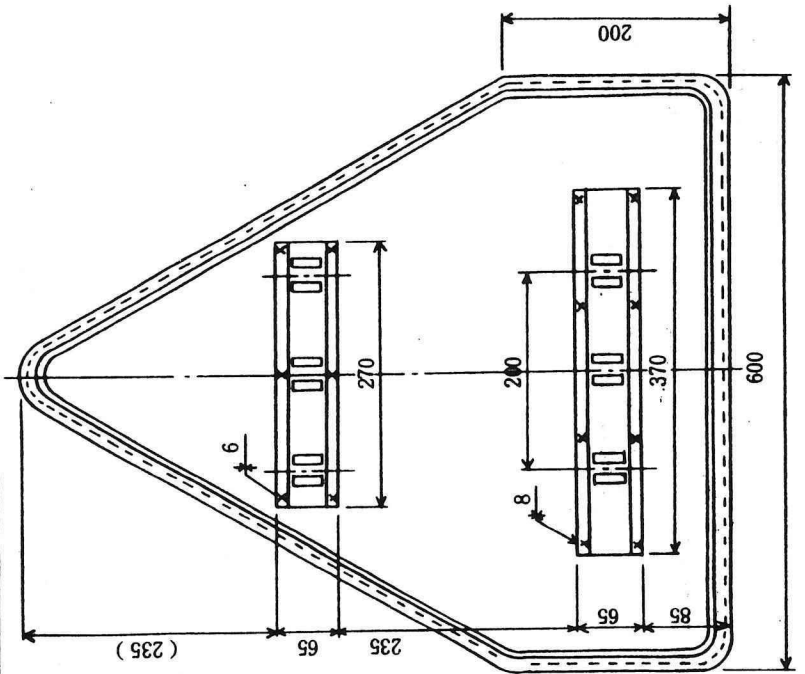
標識板設計図



標識板設計圖

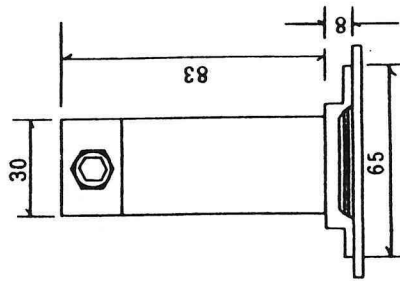
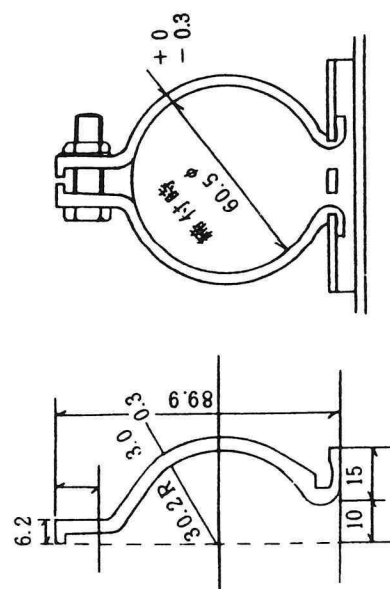


種別	A	B	C	D
I	400	120	27.5	-
II	400	150	42.5	-
III	400	220	77.5	-
IV	400	300	40	90
V	400	400	75	120

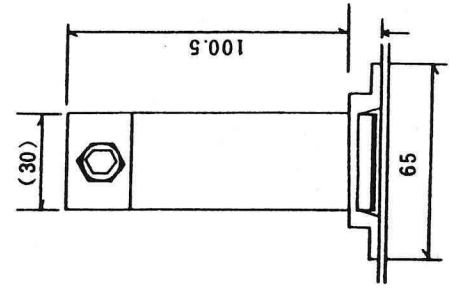
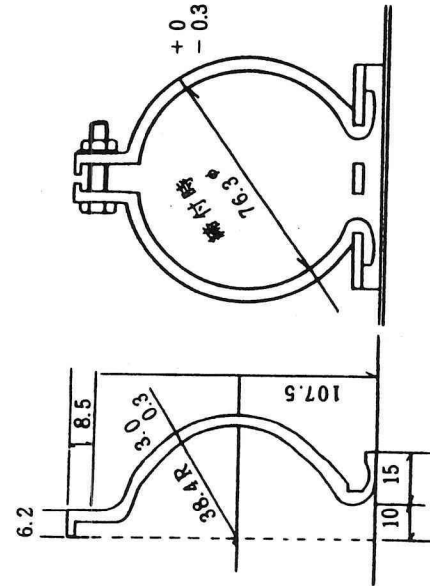


標 識 取 付 金 具

(1) 60.5 ϕ 用取付金具

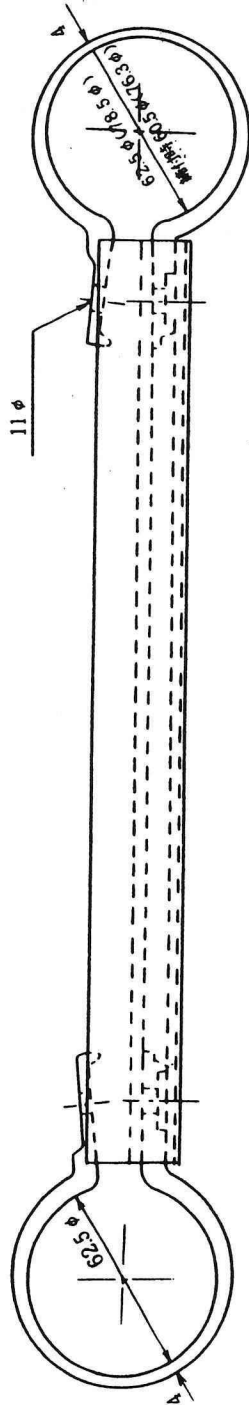
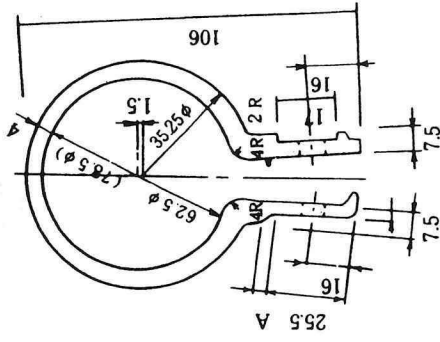


(2) 76.3 ϕ 用取付金具



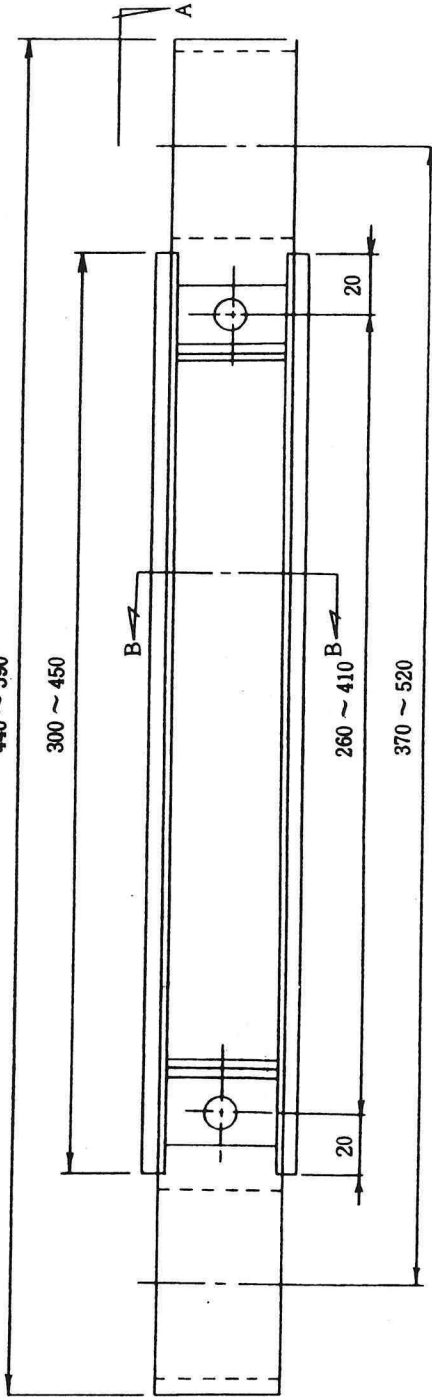
取付腕設計図

A 透視詳細 S=1/2

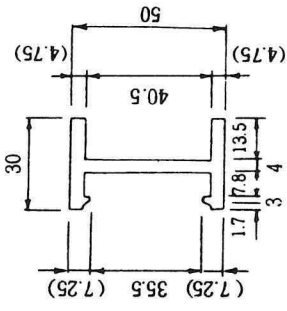


440 ~ 590

300 ~ 450

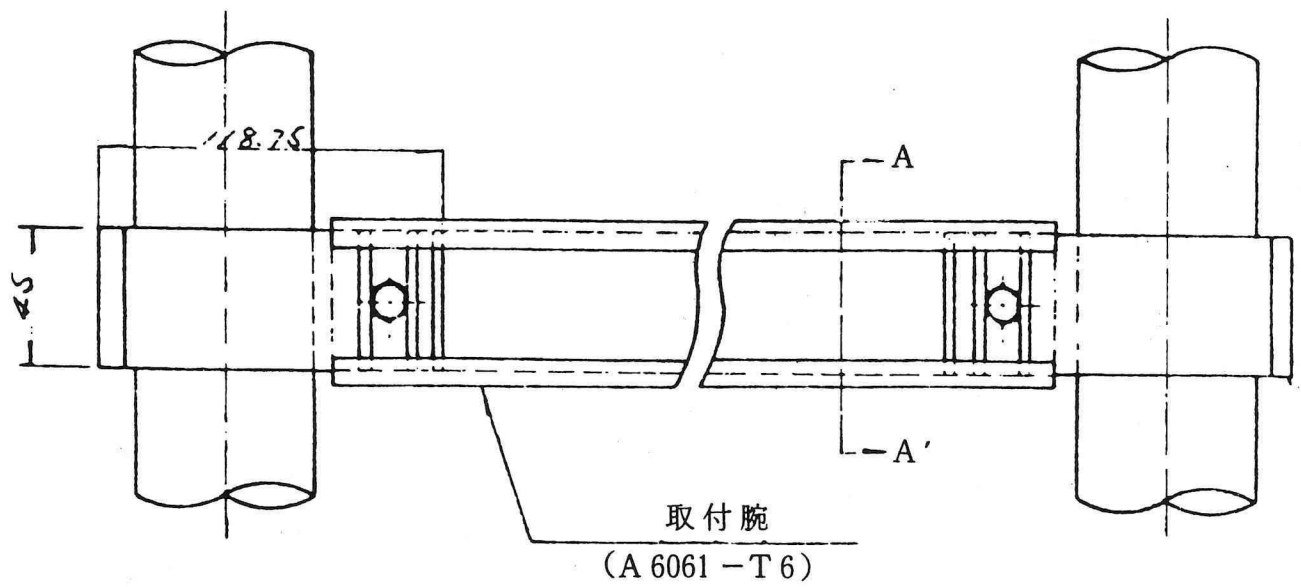
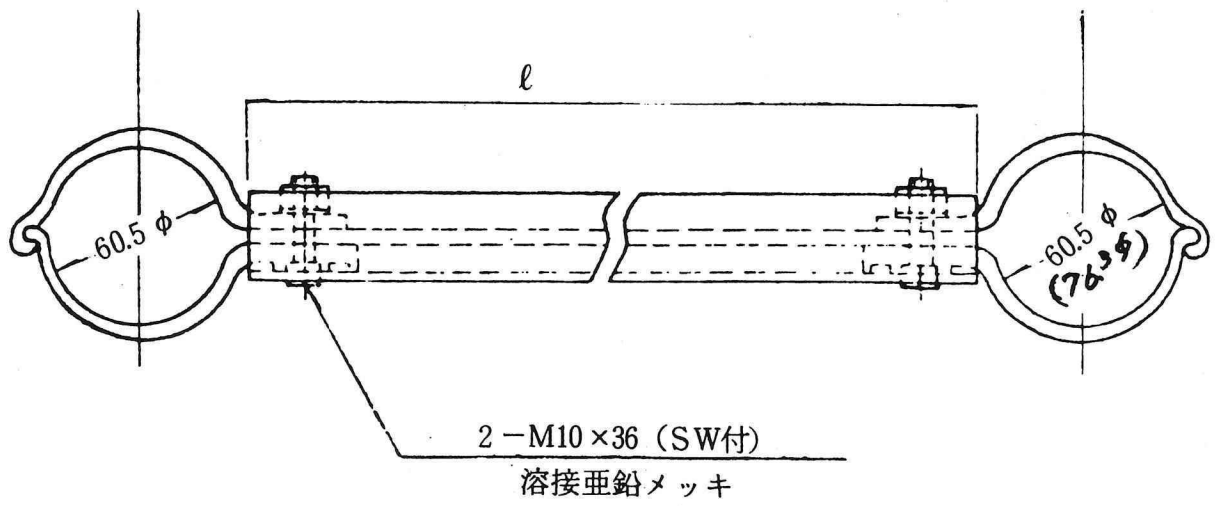


B-B 断面詳細 S=1/2

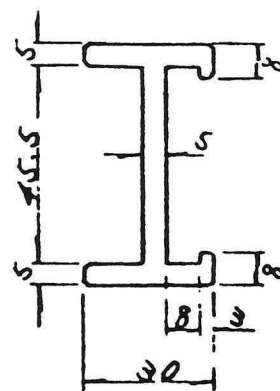


材質 J I SH4100-A 6063-T5

単位: mm

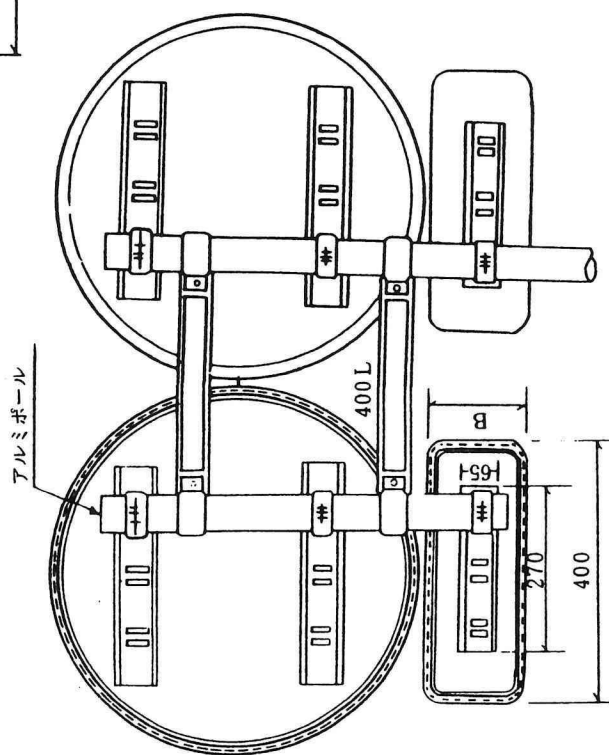
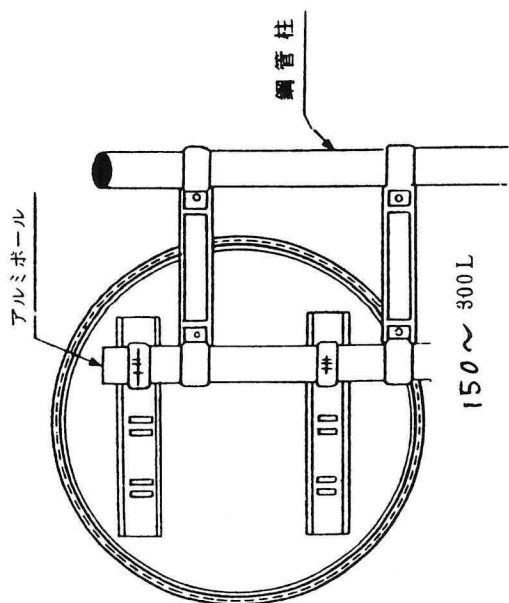
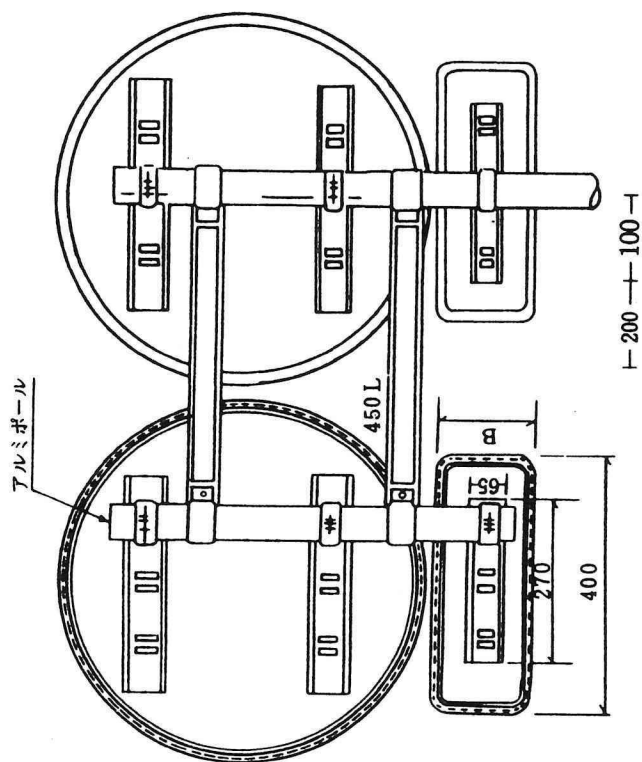
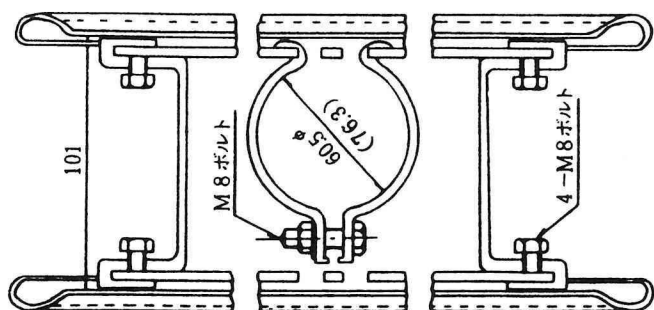


A - A' 断面

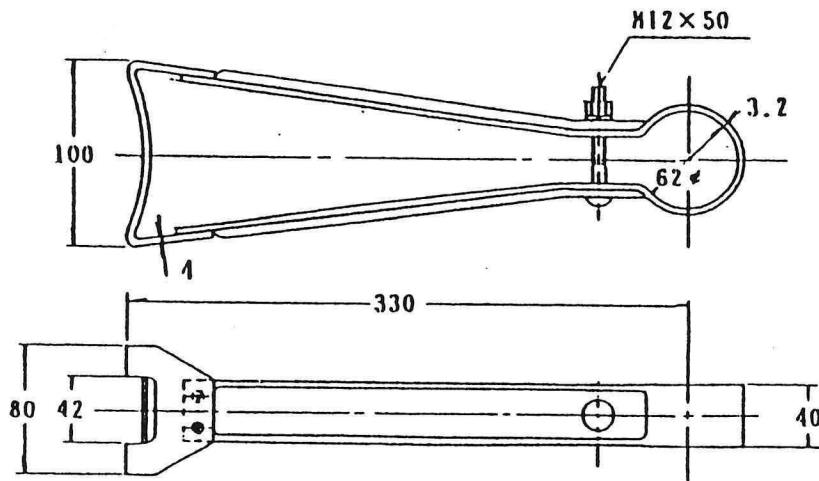


標識板及び取付腕

両面取付金具

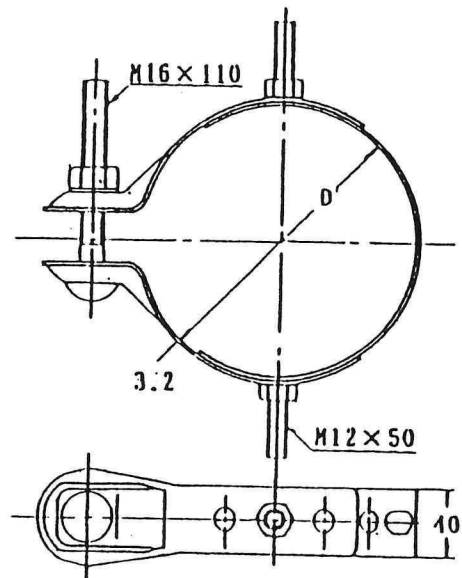
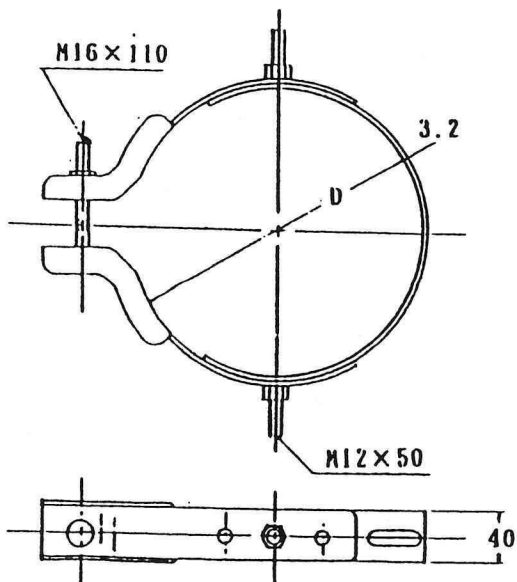
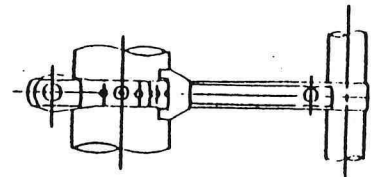
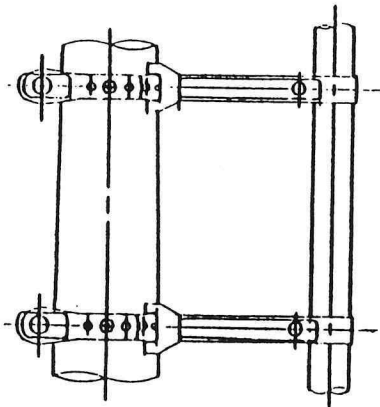


共架金具標準規格図〔電柱用〕



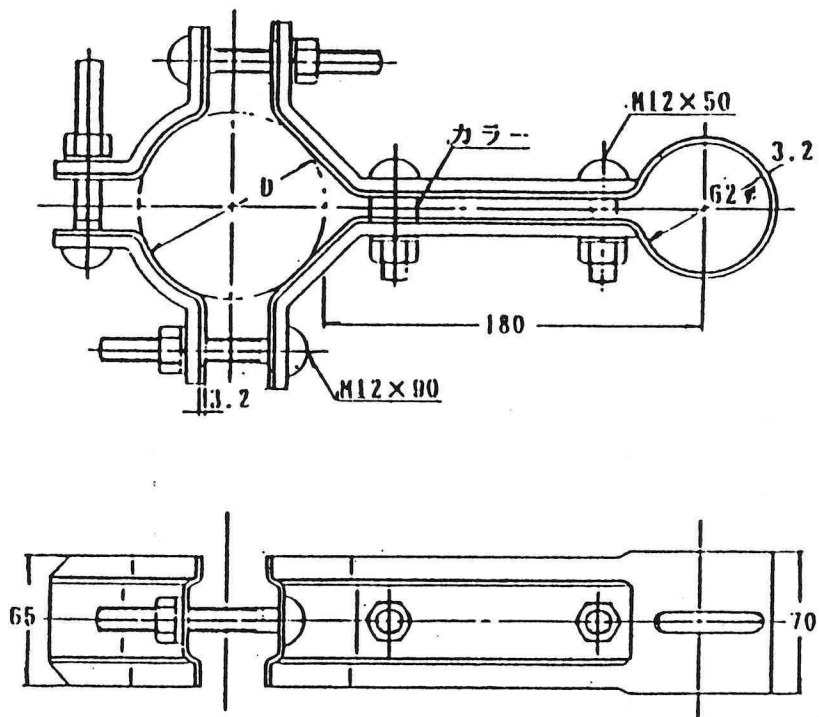
品名略号

SIR-33

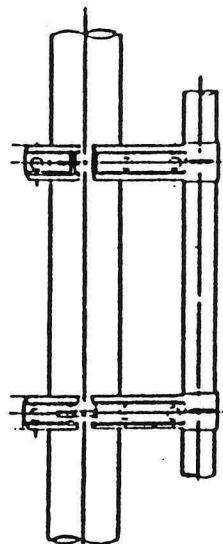


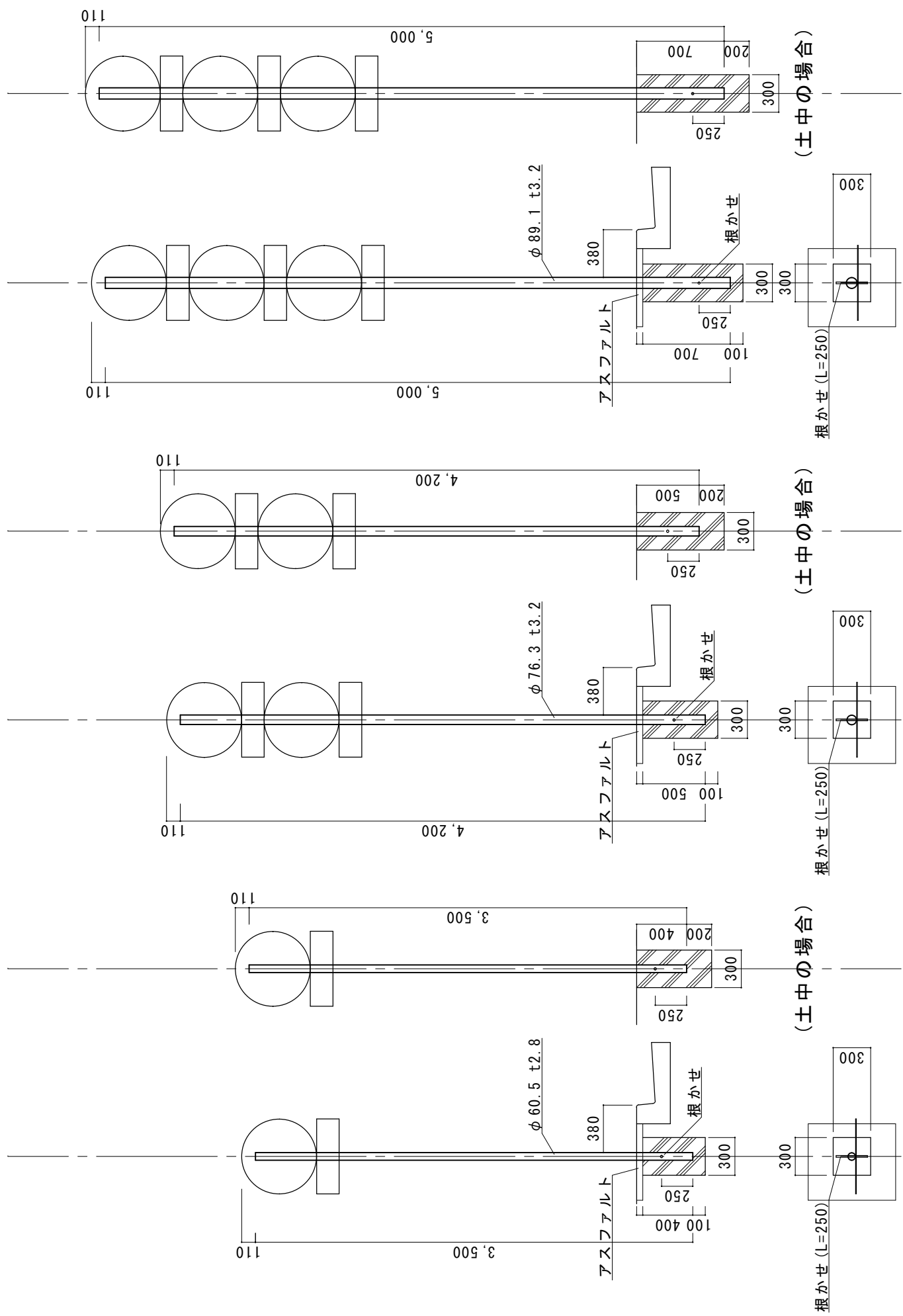
品名略号	適用径 D
3BD-D-12 3BD-HD-12	120 ~ 190 ϕ
" 17	170 ~ 260 ϕ
" 23	230 ~ 320 ϕ
" 30	300 ~ 410 ϕ

共架金具標準規格図〔テーパーポール用〕



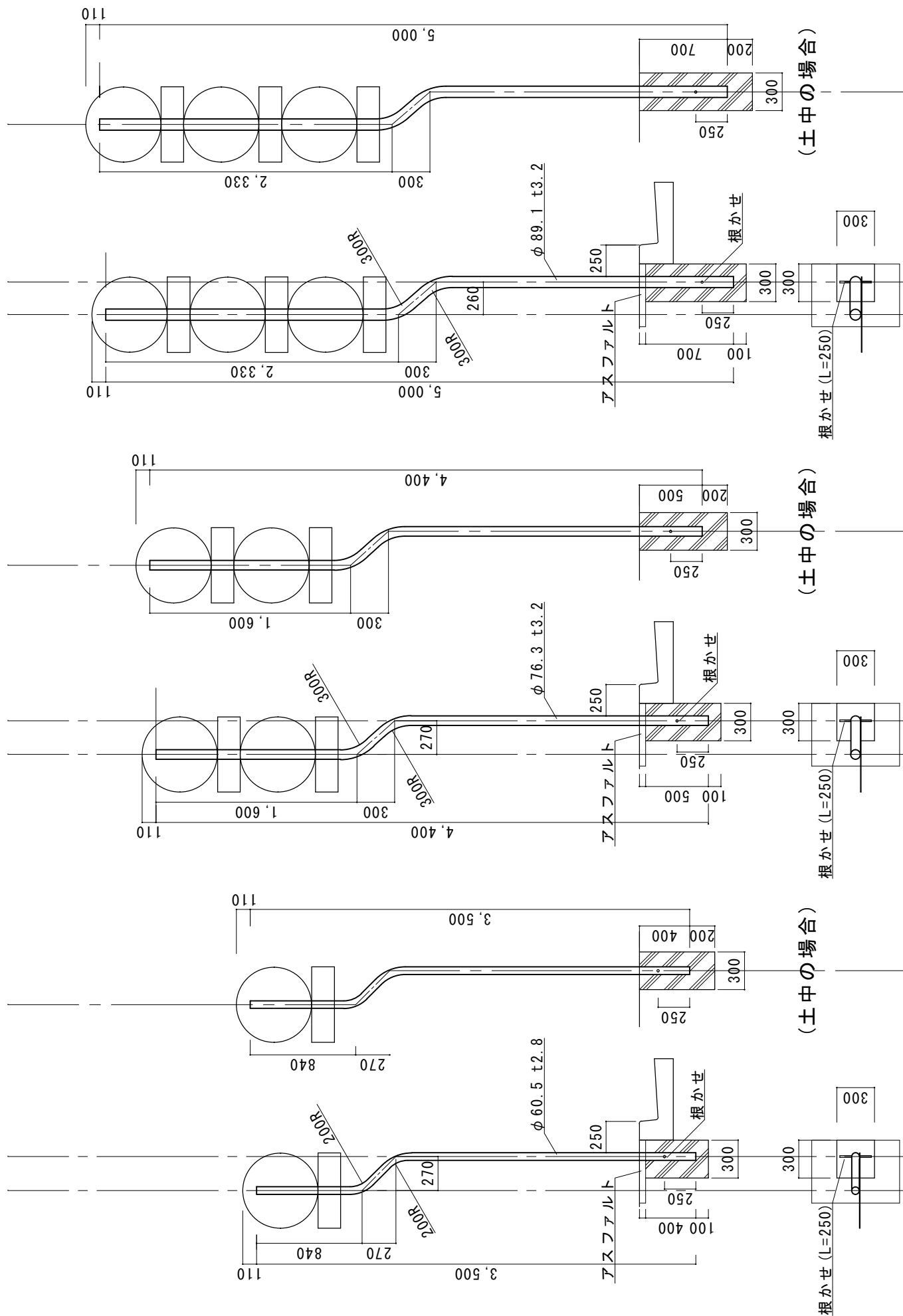
品名略号	適川径 D
SID-SP18	70~120φ

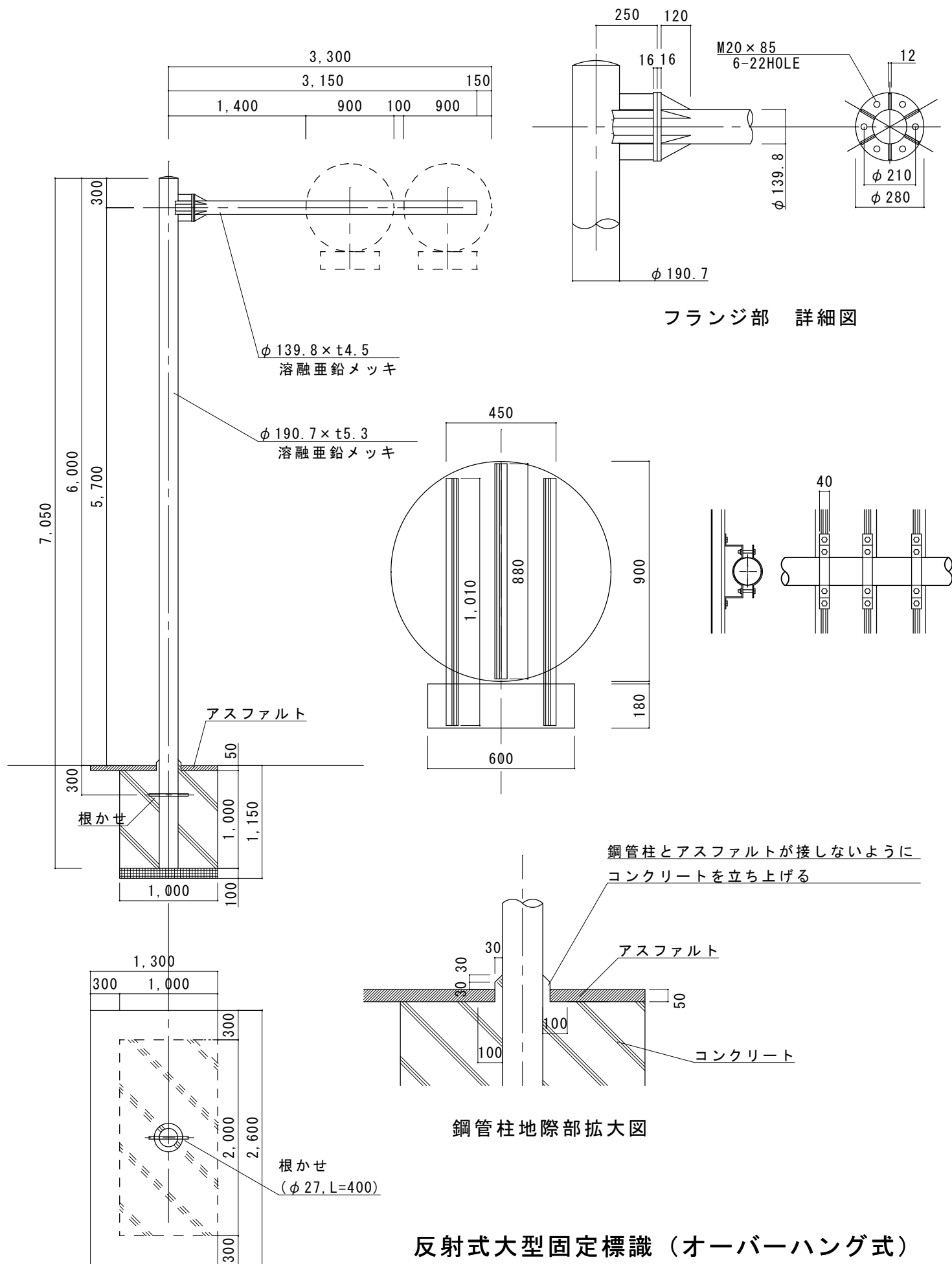


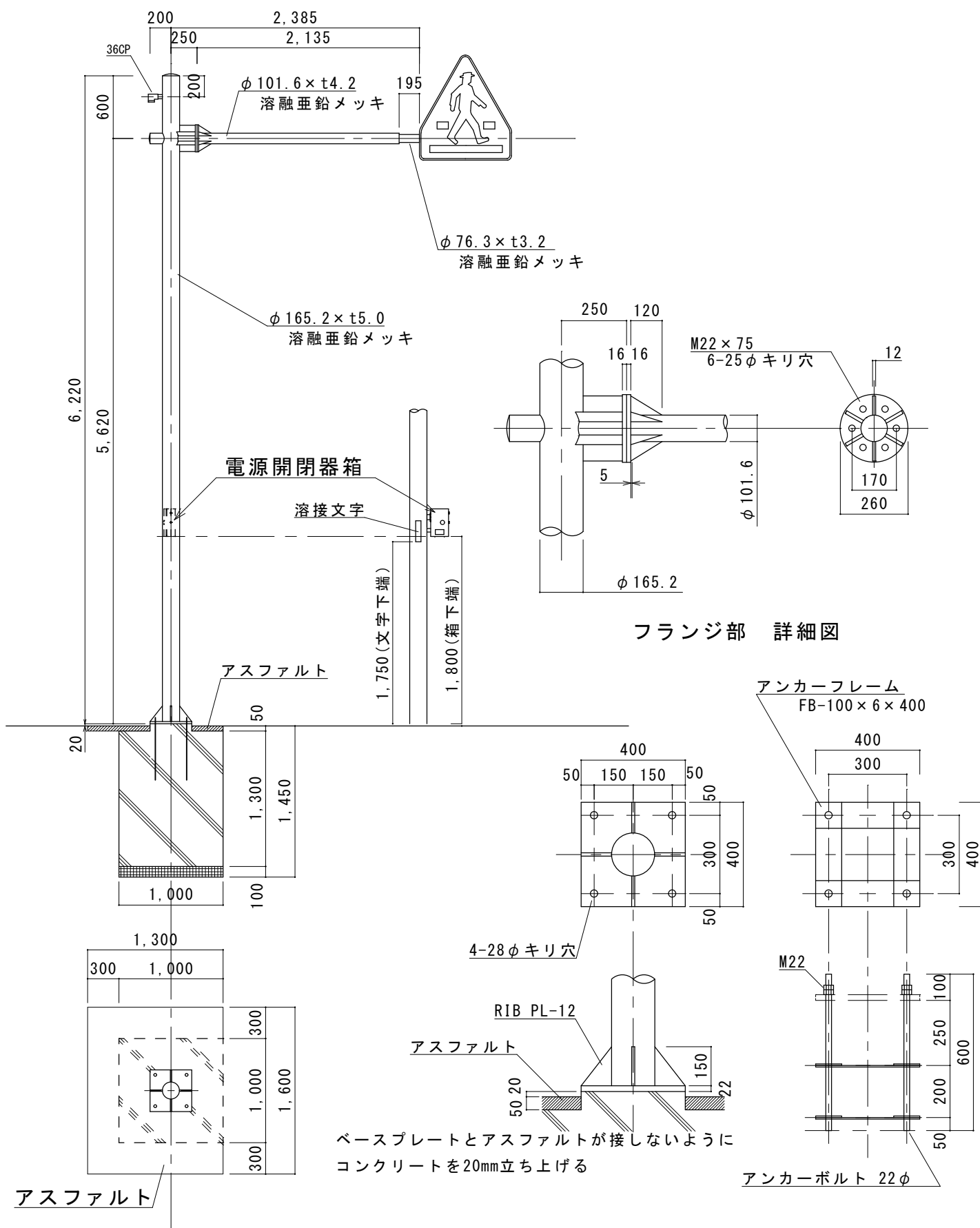


路側柱 (直柱) 3.5m 4.2m 5.0m

路側柱 (曲柱 3.5m 4.4m 5.0m)

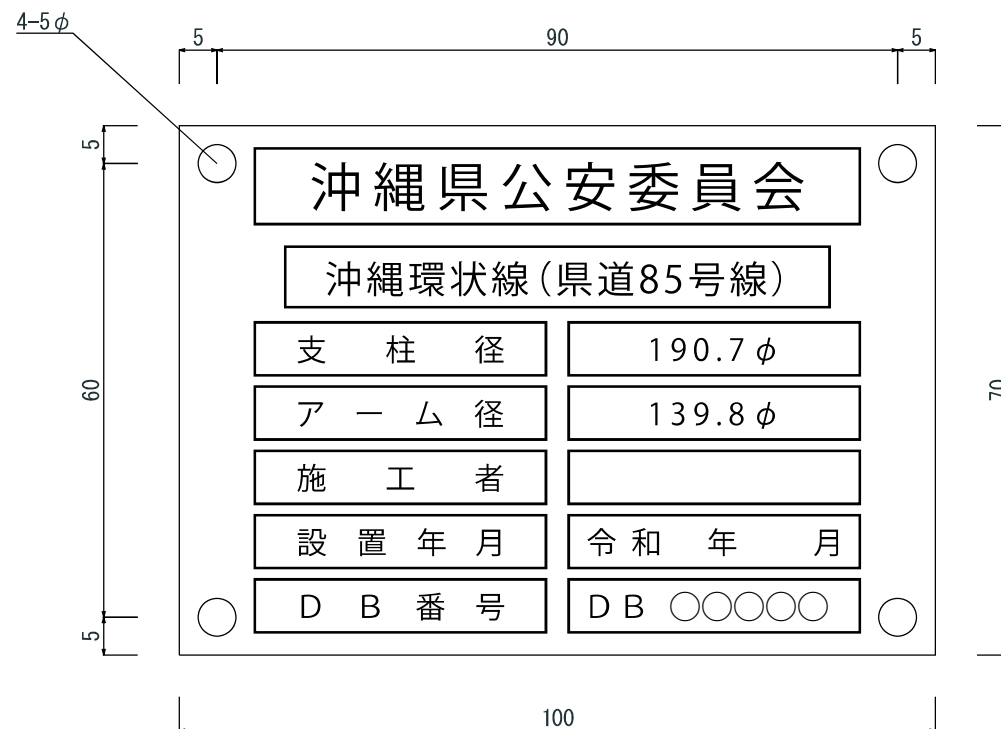




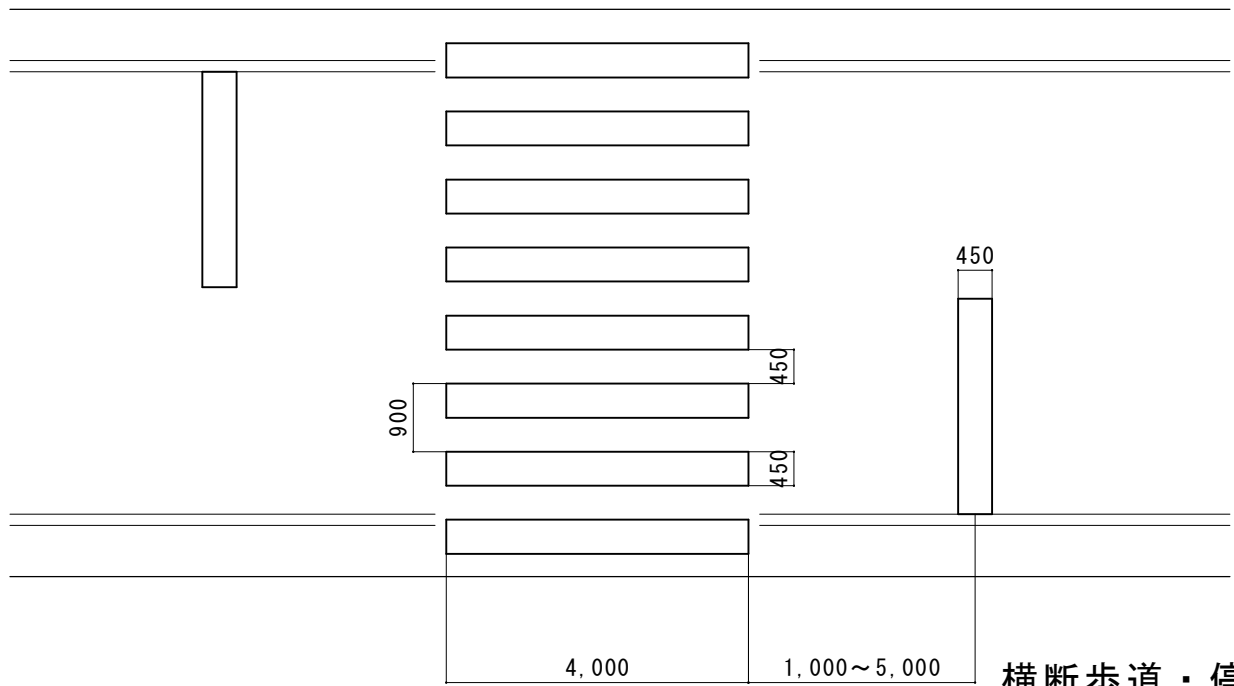


灯火式大型固定標識（オーバーハング式）
ベースプレート式

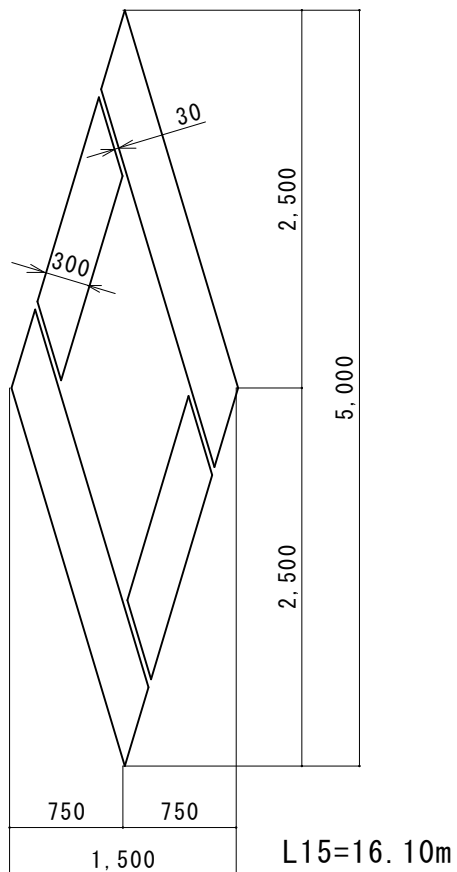
銘板プレート図



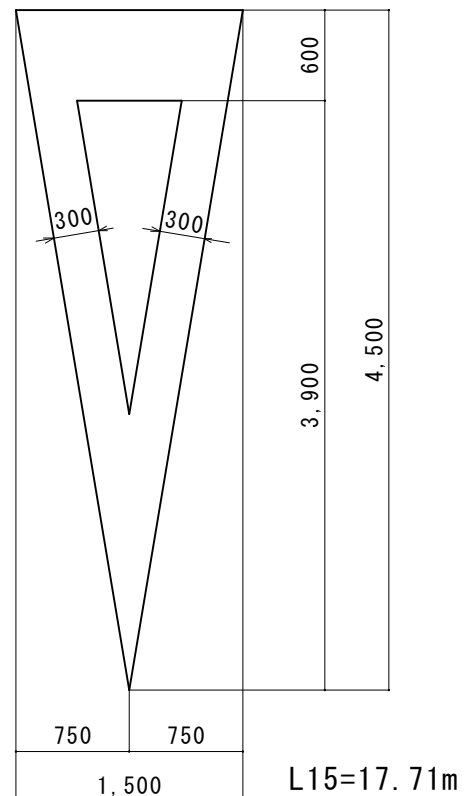
図面番号	板サイズ	縮尺	素地	文字				
-	70×100	1/1	白色	黒色				



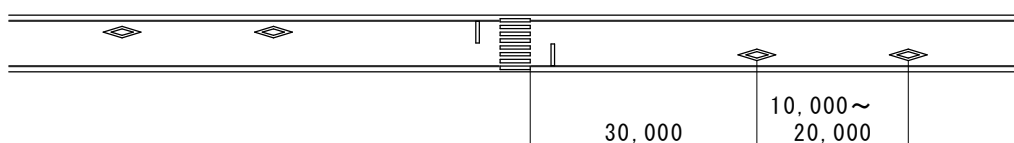
横断歩道・停止線

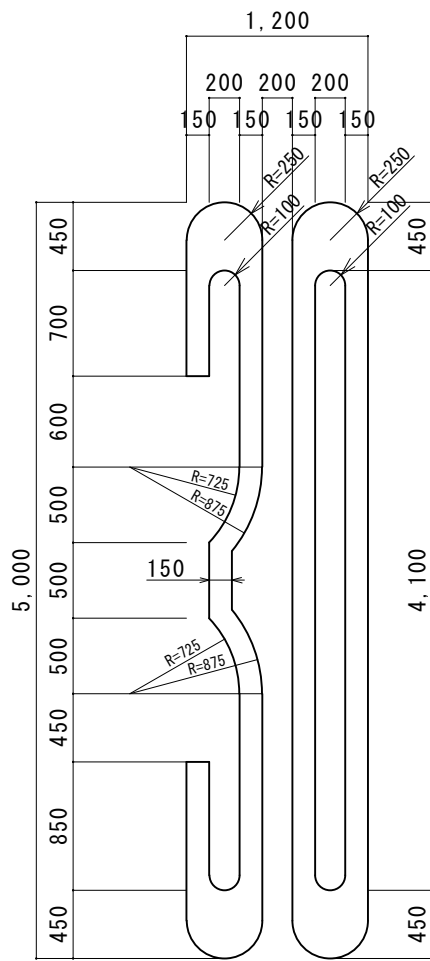


横断歩道あり

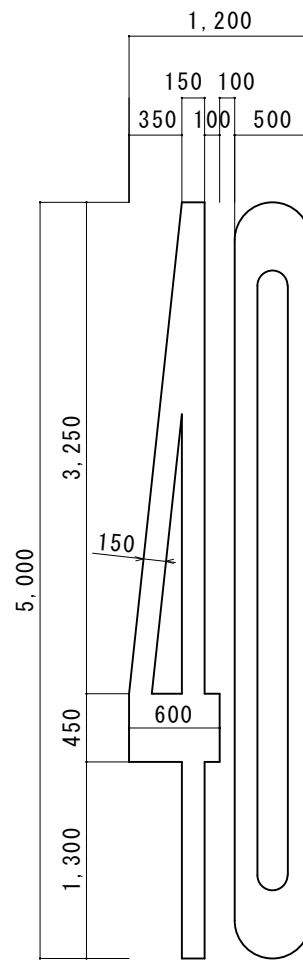


前方優先道路

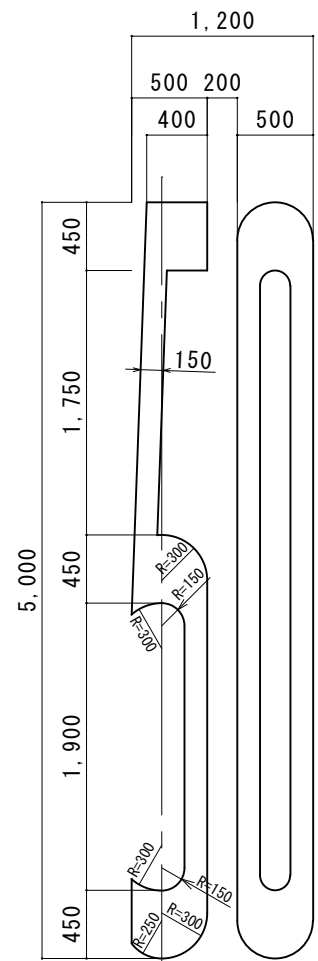




L15=19.34m

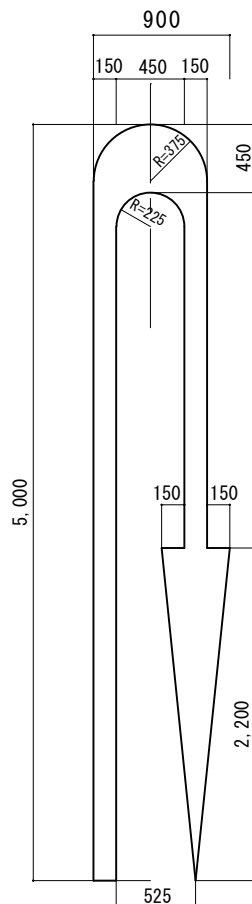


L15=19.80m

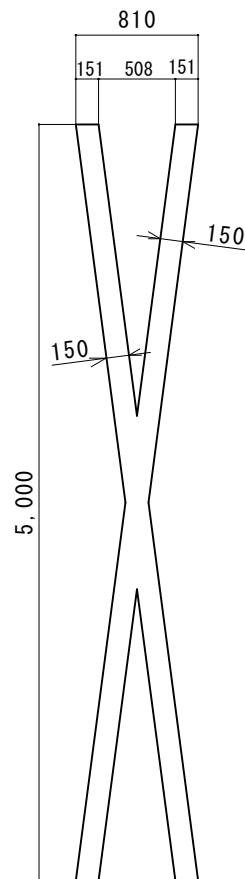


L15=18.57m

最高速度

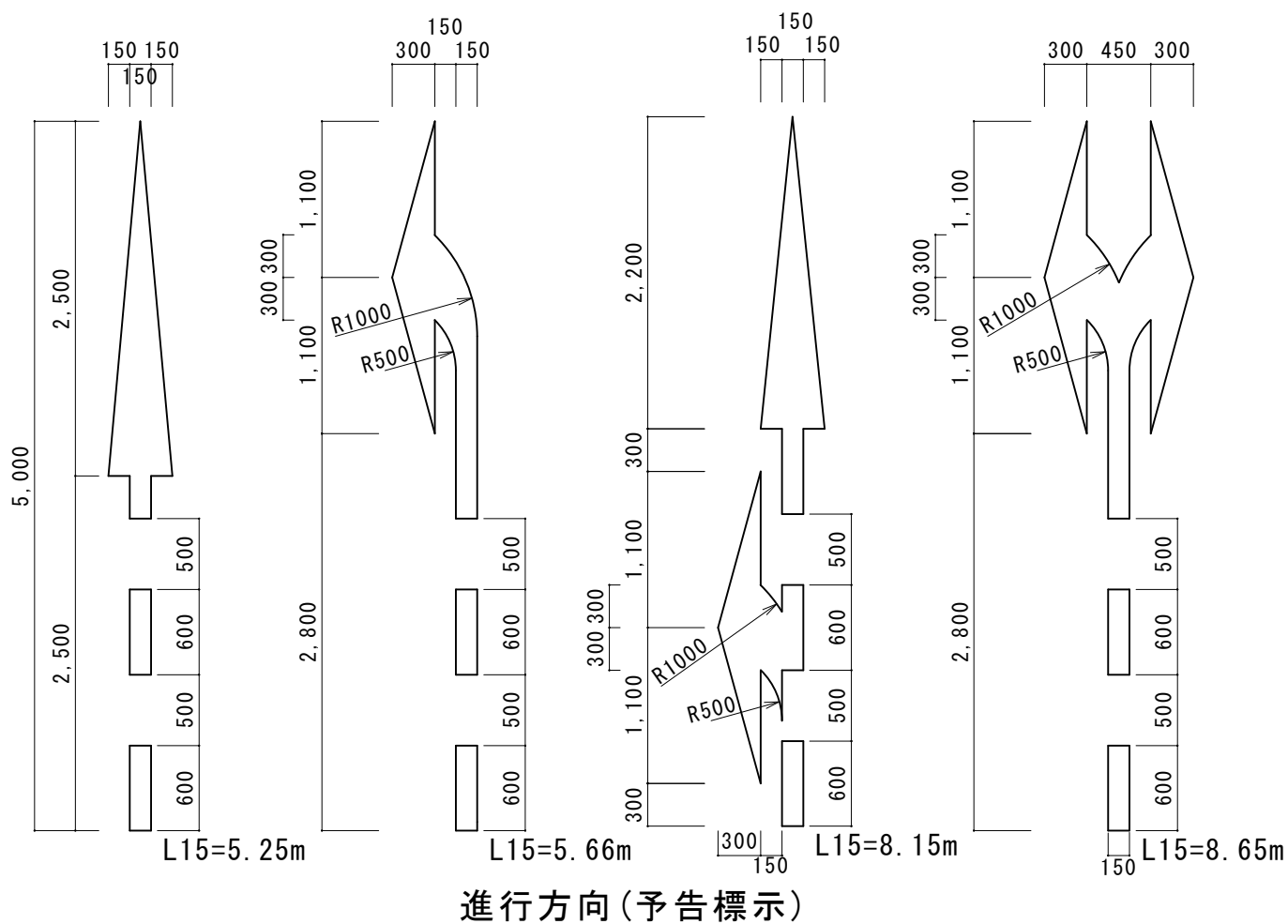
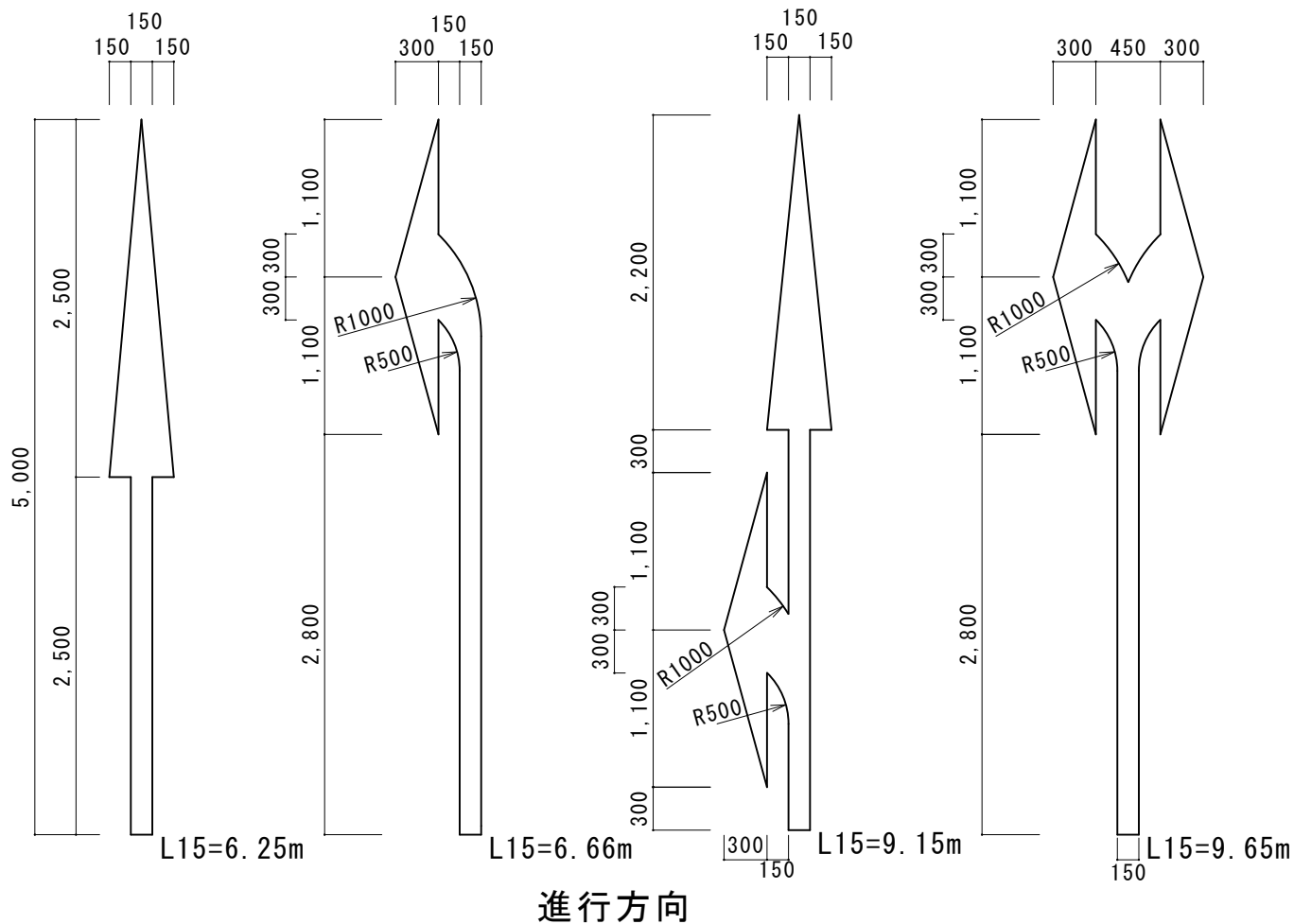


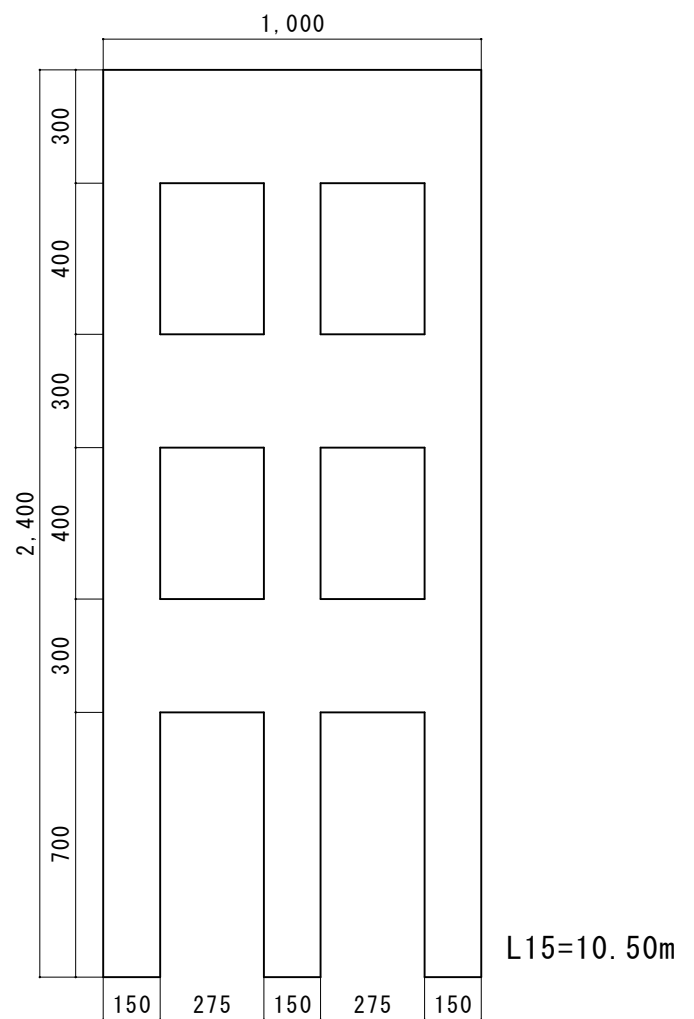
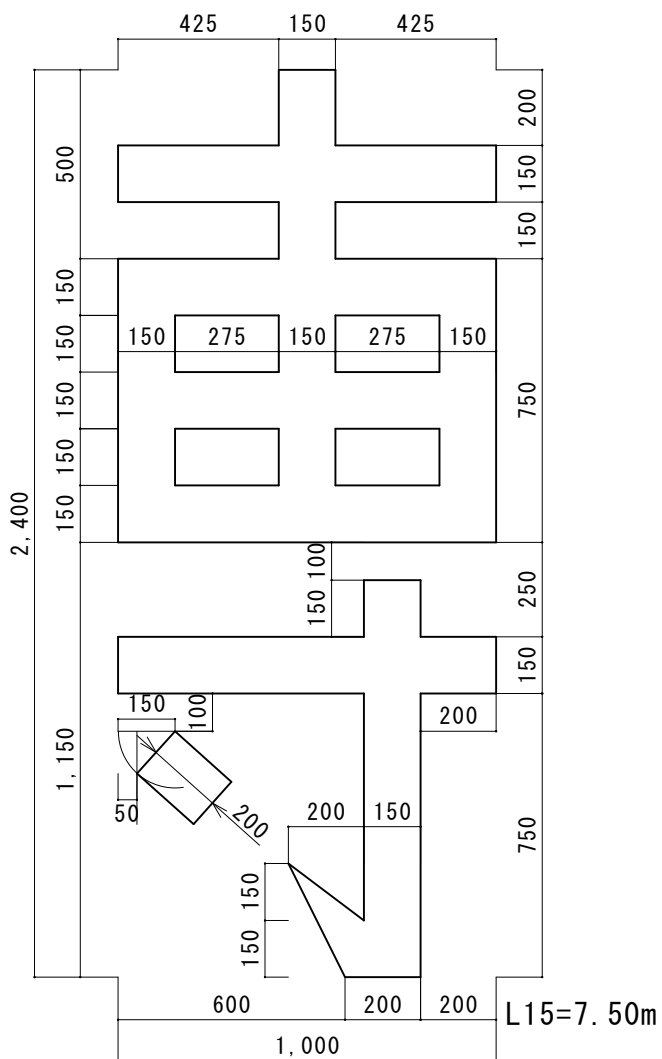
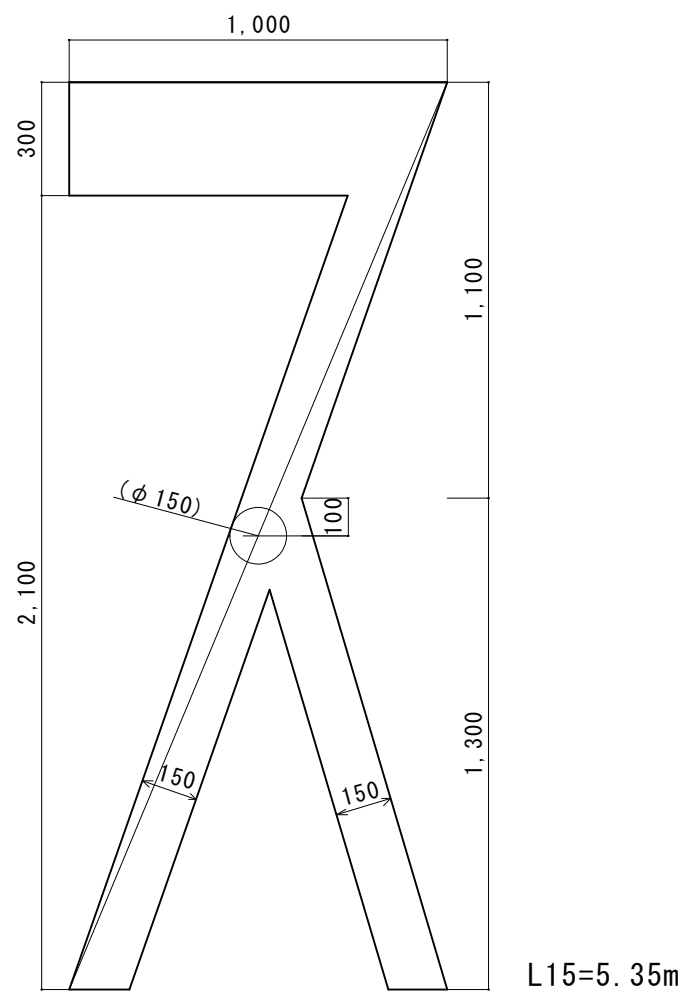
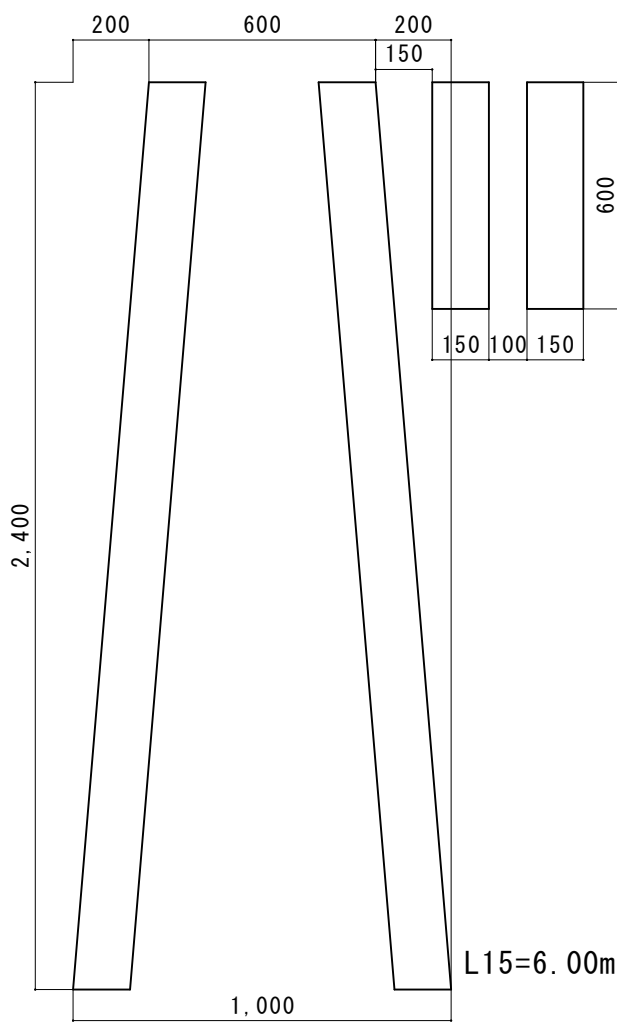
L15=12.19m



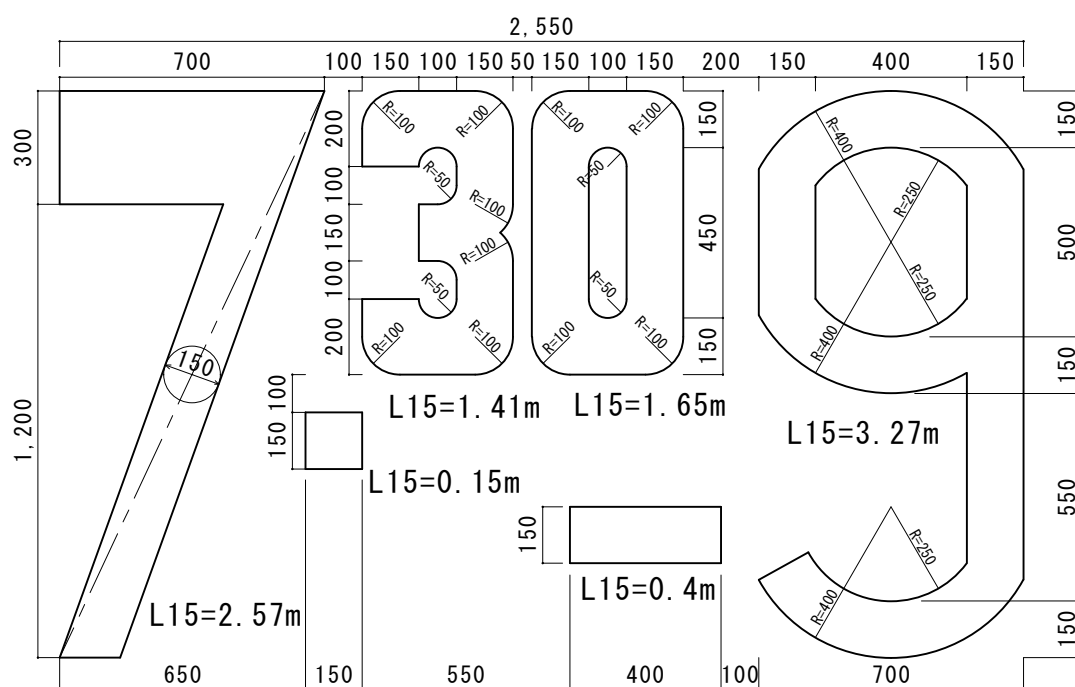
L15=9.47m

転回禁止



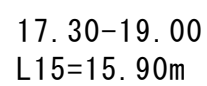


バス専用通行帯

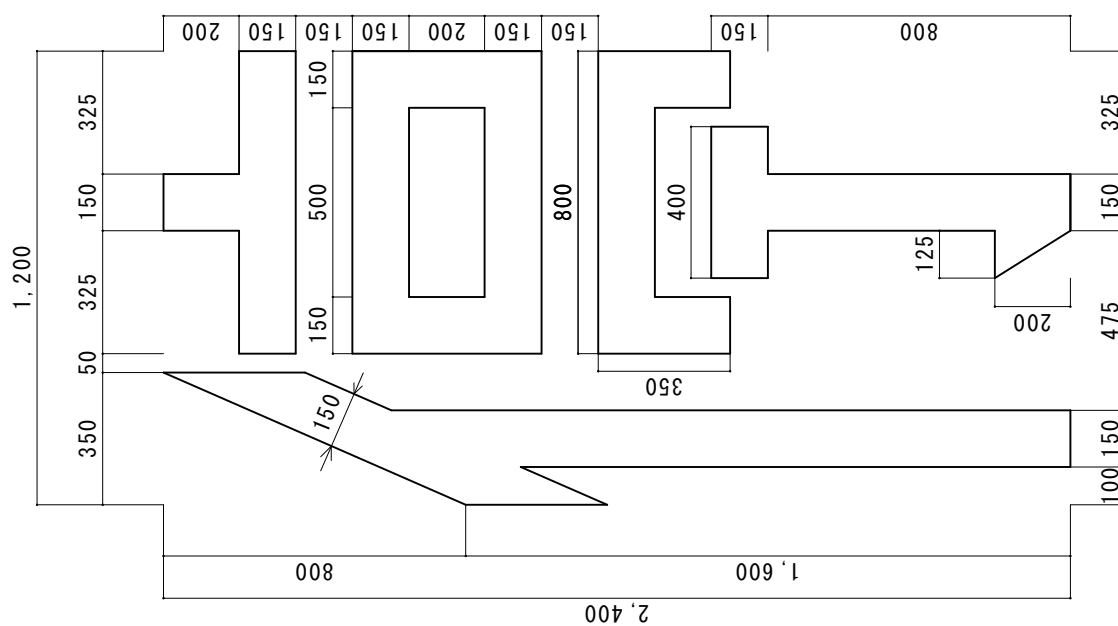
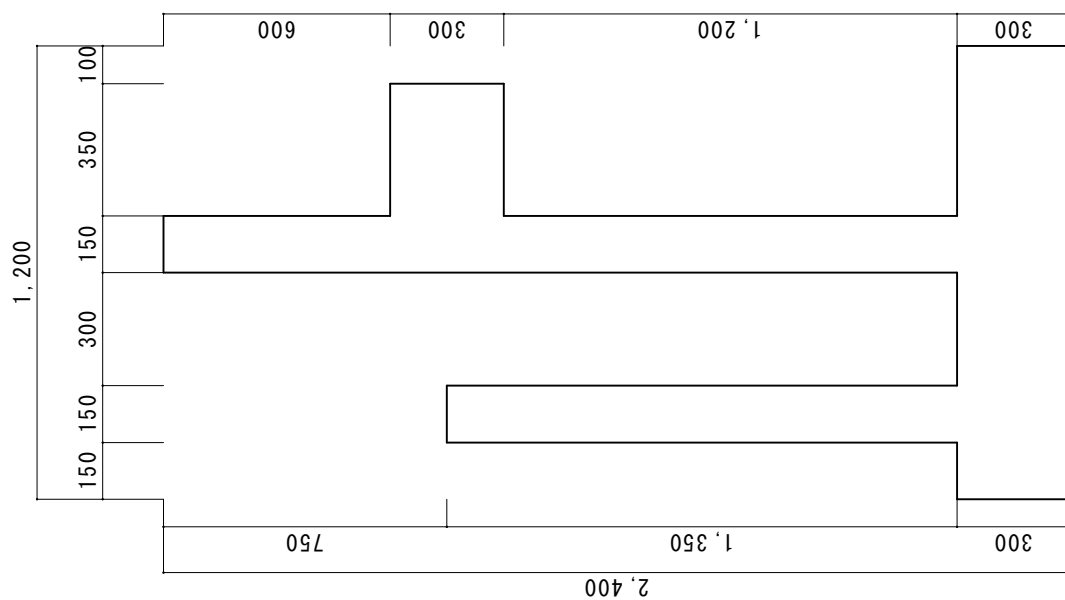
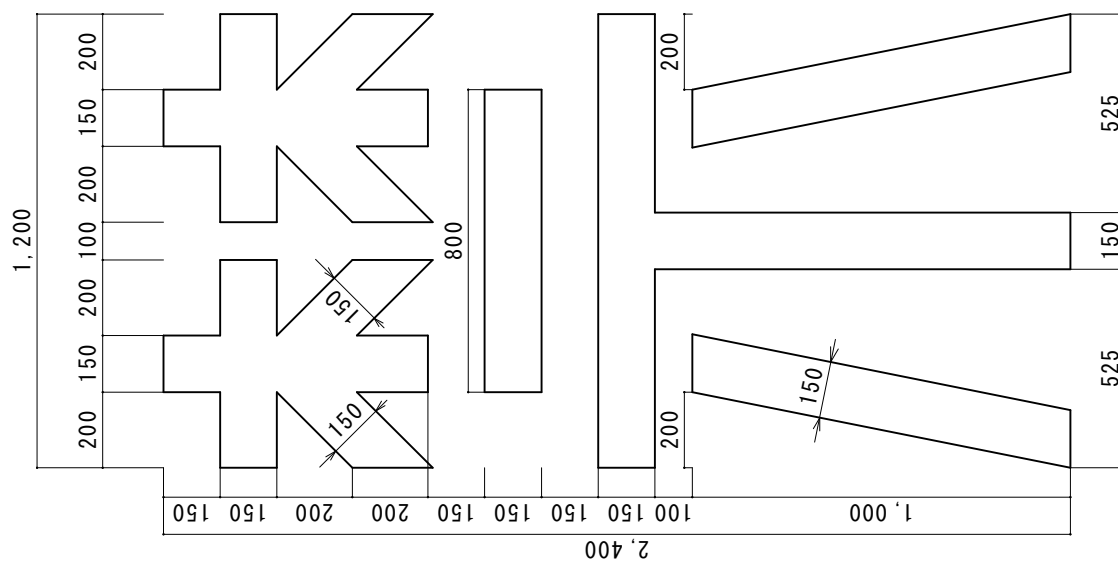


7.30-9
L15=9.45m

バスレーン通行帯時間規制(1)



– 40 –



$L15=8.47m$

$L15=6.55m$

L15=7.99m

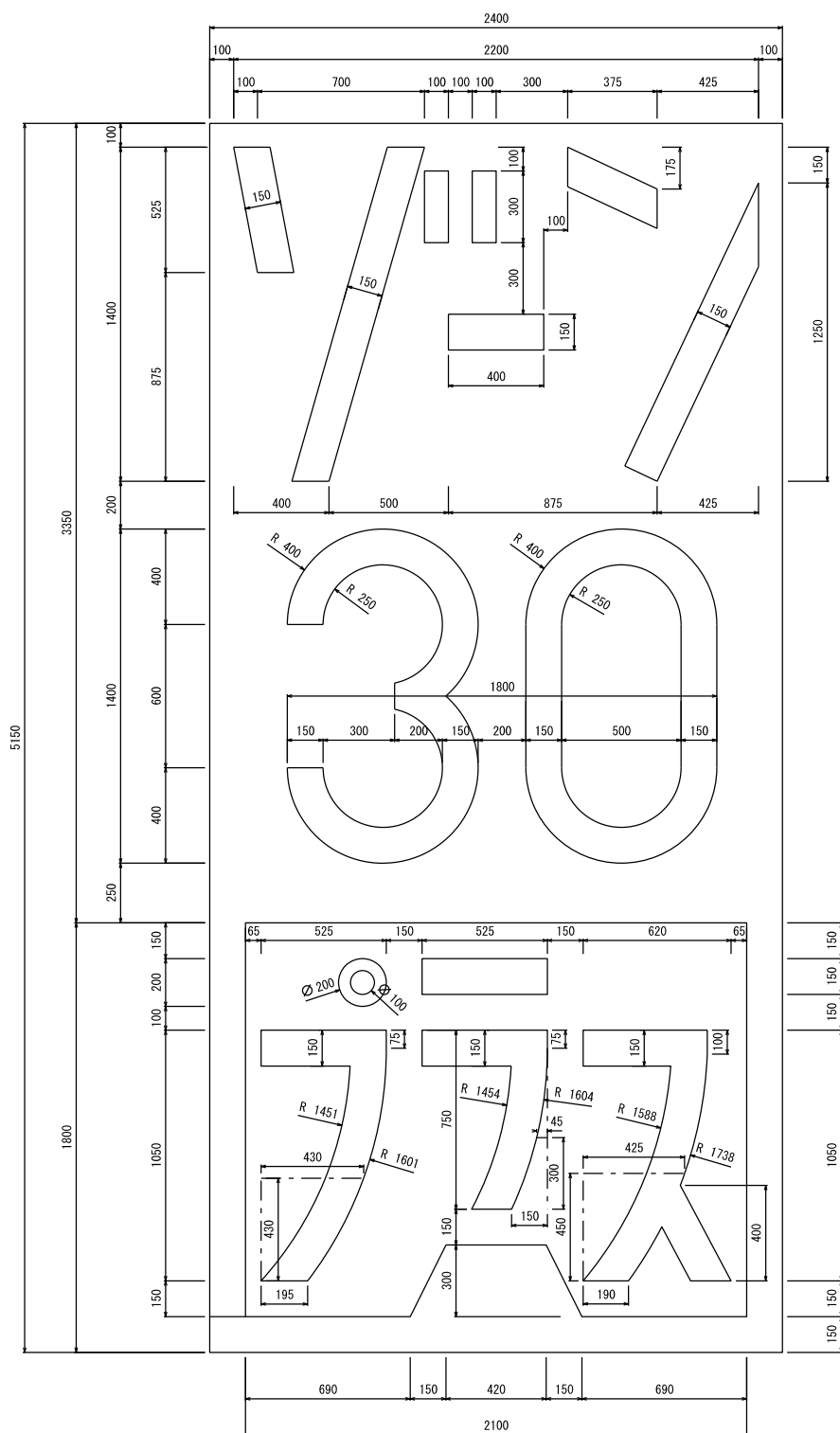
※停止禁止 L15=29.56m

W=2400
H=5150
(基本形)

ゾーン30プラス S=1/30

「ゾーン30」部 完成形状

「プラス」部 完成形状



W=2400

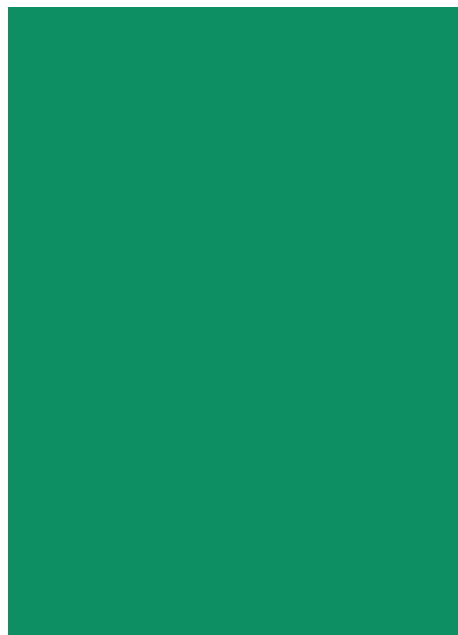
H=5150

(基本形)

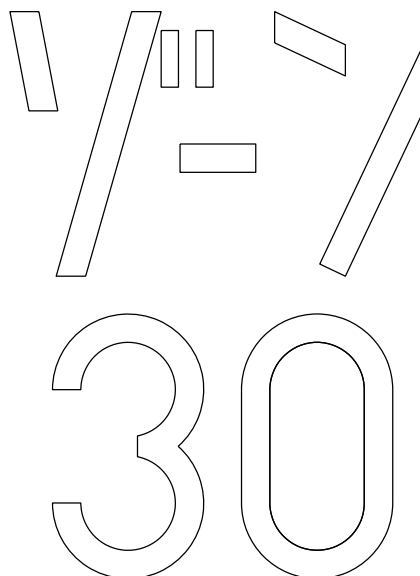
ゾーン30プラス S=1/40

「ゾーン30」部 完成形状

「プラス」部 完成形状



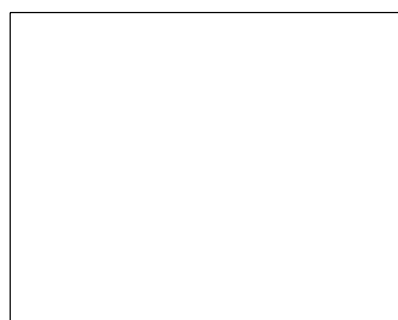
緑 8.04m²



白 1.55m²



緑 1.03m²



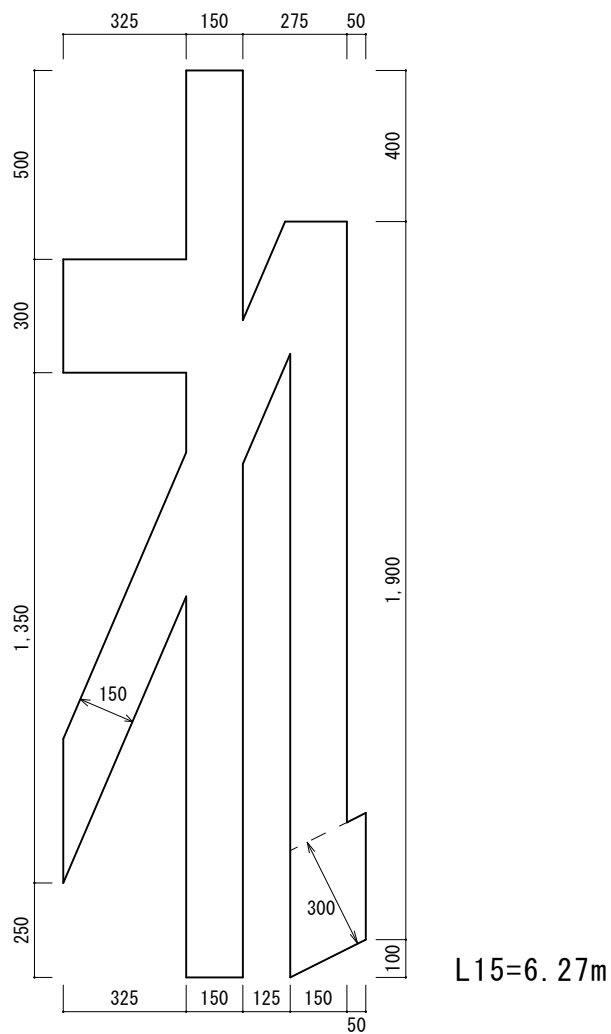
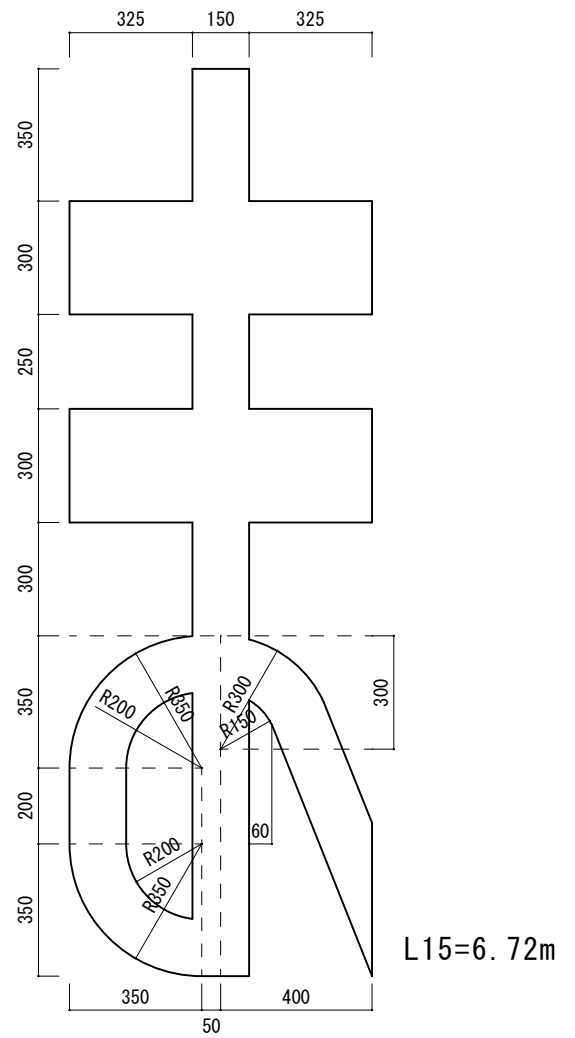
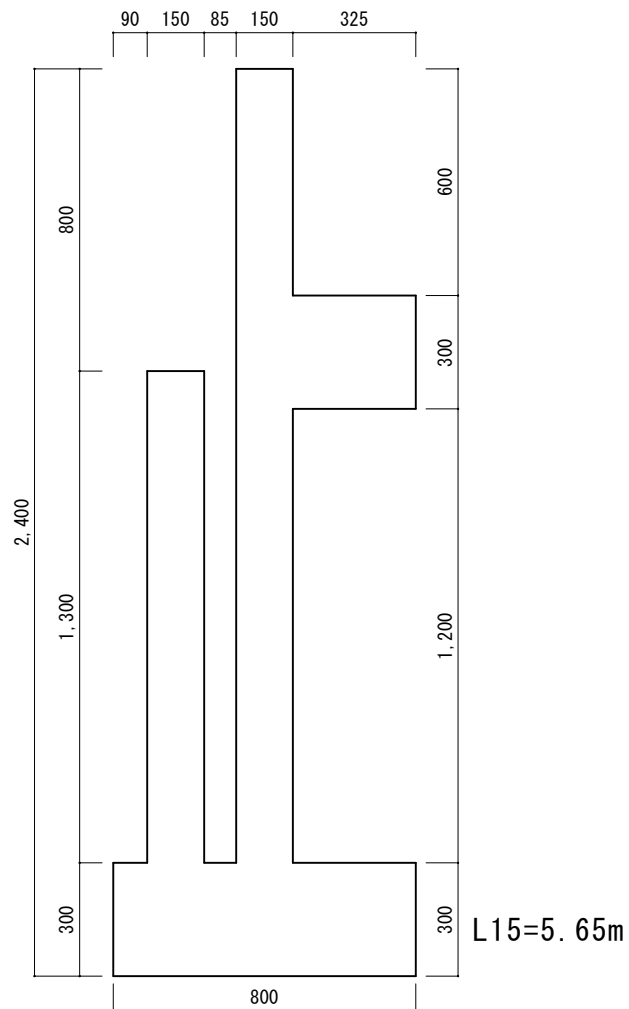
白 3.47m²

プラス

緑 0.78m²

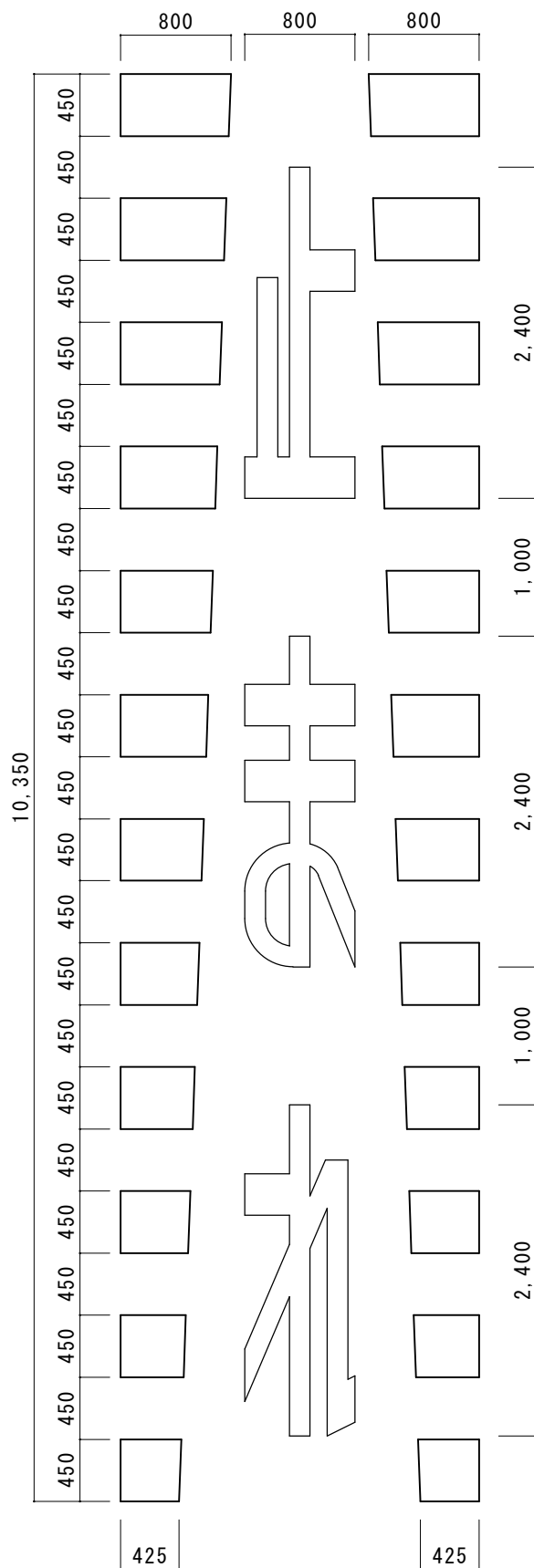
緑合計 9.85m²

白合計 5.02m²



L15(合計) = 18.64m

法定外表示「止まれ」

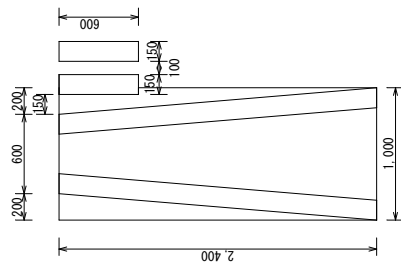
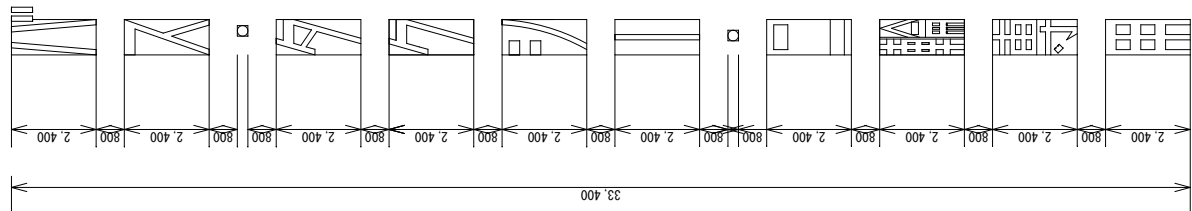


L45=14.70m
 (「止まれ」文字を除く)

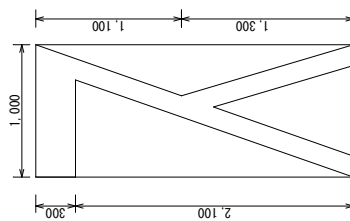
「止まれ」文字表示の強調表示(法定外表示)

文字配列

S=1/150



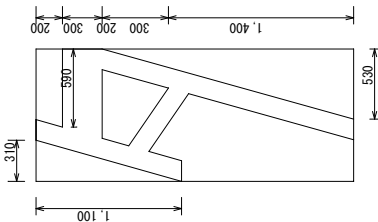
$$\begin{array}{l} A \\ L \end{array} = \begin{array}{l} 0.90\text{m}^2 \\ 6.00\text{m} \end{array}$$



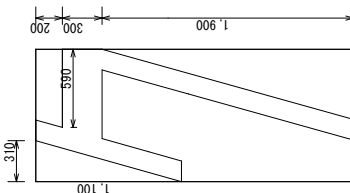
$$\begin{array}{l} A \\ L \end{array} = \begin{array}{l} 0.79\text{m} \\ 5.27\text{m} \end{array}$$



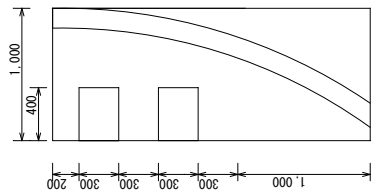
$$\begin{aligned} A &= 0.022 \text{ m}^2 \\ L &= 0.15 \text{ m} \\ L &= 0.15 \text{ m} \times 2 = 0.3 \text{ m} \end{aligned}$$



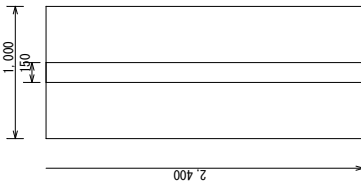
$$\begin{aligned} A &= 0.737 \text{ m}^2 \\ L &= 4.91 \text{ m} \end{aligned}$$



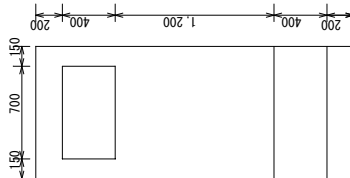
$$\begin{aligned} A &= 0.658 \text{ m}^2 \\ L &= 4.38 \text{ m} \end{aligned}$$



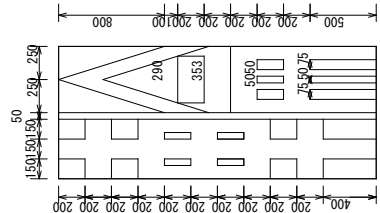
$$\begin{aligned} A &= 0.871 \text{ m}^2 \\ L &= 5.81 \text{ m} \end{aligned}$$



$$\begin{aligned} A &= 0.36 \text{ m}^2 \\ L &= 2.40 \text{ m} \end{aligned}$$



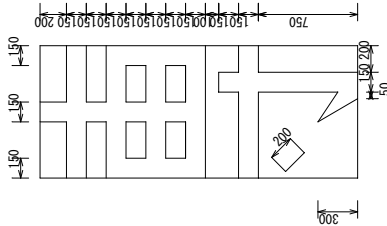
A	=	0.68m ²
L	=	4.53m



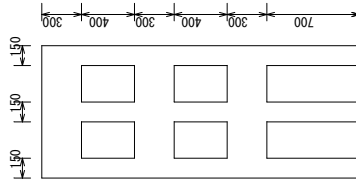
$$\begin{aligned} A &= 1.387 \text{ m}^2 \\ L &= 9.24 \text{ m} \end{aligned}$$

文字レイアウト図

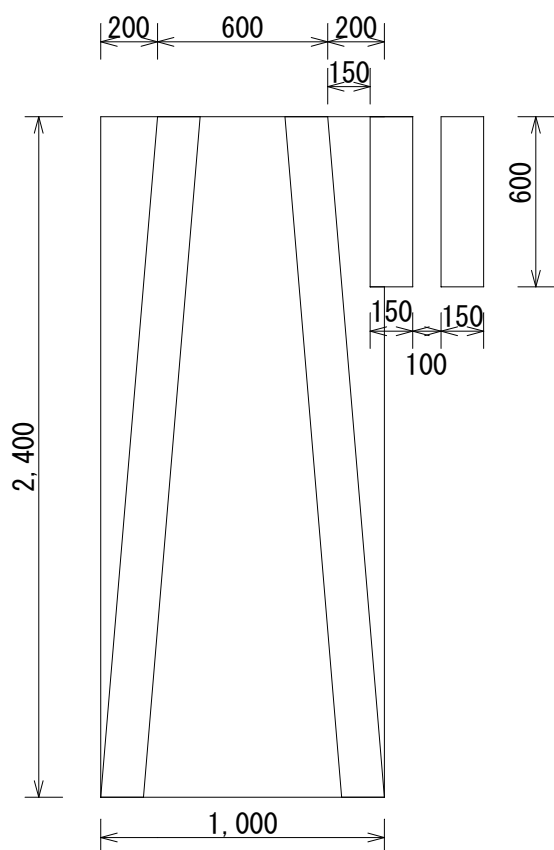
W=1000 h=2400 S=1/40 文字・記号15cm換算 L=60.84m



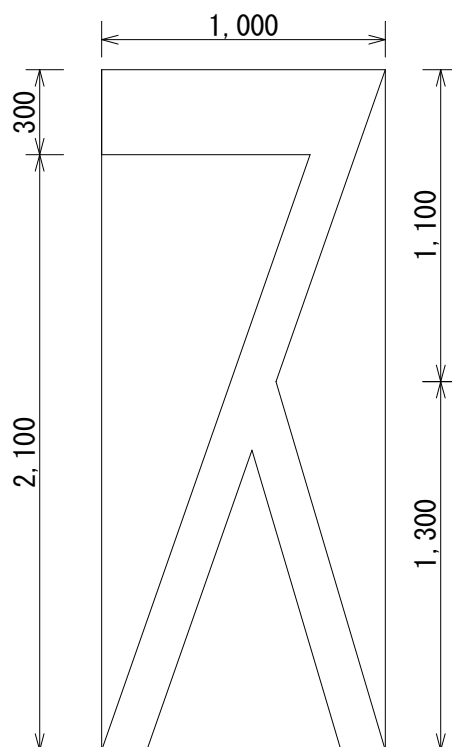
$$\frac{A}{L} = \frac{1.125 \text{ m}^2}{7.50 \text{ m}}$$



$$\begin{aligned} A &= 1.575 \text{ m}^2 \\ L &= 10.50 \text{ m} \end{aligned}$$



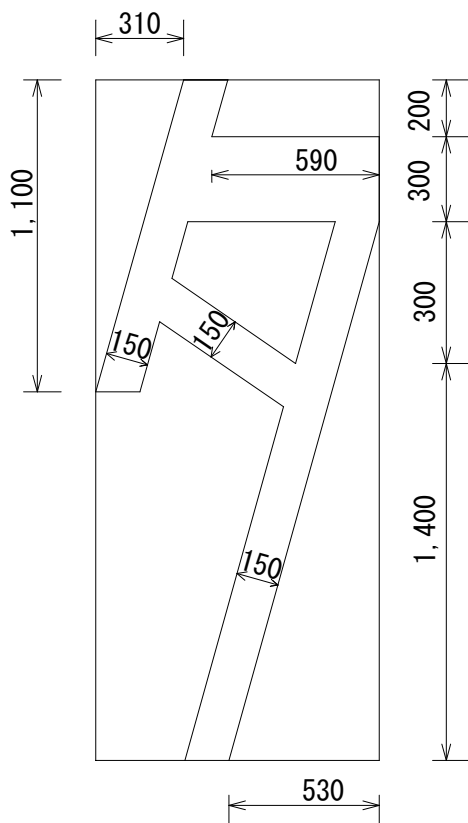
$$\begin{aligned} A &= 0.90\text{m}^2 \\ L &= 6.00\text{m} \end{aligned}$$



$$\begin{aligned} A &= 0.79\text{m}^2 \\ L &= 5.27\text{m} \end{aligned}$$

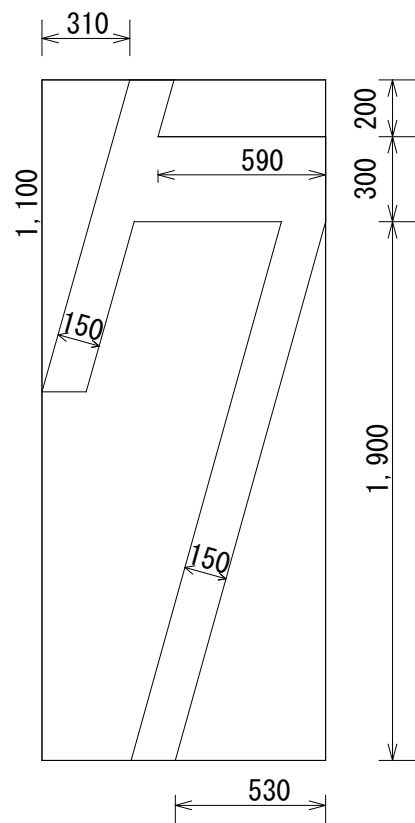


$$\begin{aligned} A &= 0.022\text{m}^2 \\ L &= 0.15\text{m} \end{aligned}$$



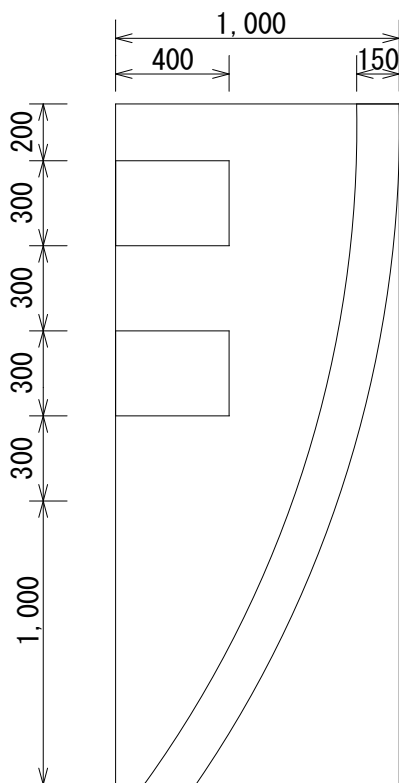
$$A = 0.737\text{m}^2$$

$$L = 4.91\text{m}$$



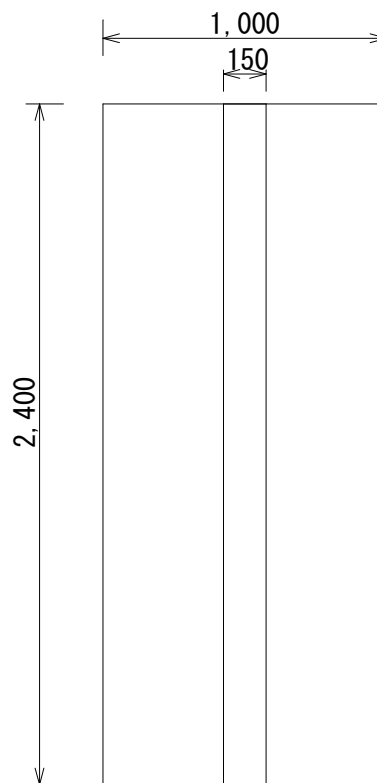
$$A = 0.658\text{m}^2$$

$$L = 4.38\text{m}$$



$$A = 0.871\text{m}^2$$

$$L = 5.81\text{m}$$



$$A = 0.36\text{m}^2$$

$$L = 2.40\text{m}$$

